

**令和2年度版**

**八代市男女共同参画年次報告書**



**熊本県八代市**

## 八代市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、自然豊かな山、川、海、そして実り多き平野に恵まれたふるさとで、性別にかかわらず自分らしくいきいきと暮らせる、だれもが住みたい、住み続けたいまち“やつしろ”を希望と誇りを持って、次世代につないでいきます。

そのために、男女がともに認め合い、支え合う元気都市“やつしろ”を実現します。

- 一 わたしたちは、家庭・地域・学校・職場における男女共同参画に関する教育、学習を進めて、男女共同参画意識の高いまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女の人権を尊重し、性別による差別的扱いや暴力をなくすとともに、健康でいきいきと安心して暮らせるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女がともに個性と能力を発揮でき、自分らしく多様な生き方が選択できるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野へ参画し、喜びも責任も分かち合うことができるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女共同参画社会の実現に向けて、市民・地域・事業所・行政が一体となって協働するまちをめざします。

ここに、八代市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

平成21年6月19日

八代市

## 目 次

I	第2次八代市男女共同参画計画(2019年度~2023年度)の基本的な考え方	1
II	第2次八代市男女共同参画計画の施策の体系.....	7
III	第2次八代市男女共同参画計画の成果指標進捗状況及び施策実施状況	9
IV	令和元年度男女共同参画推進室の事業実績.....	44
V	データでみる八代市の男女共同参画の状況.....	54
IX	資 料.....	
	八代市男女共同参画推進条例	
	八代市男女共同参画推進条例施行規則	
	八代市男女共同参画審議会委員名簿	
	男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧	
	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク	

# I

---

## 第2次八代市男女共同参画計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

本市は、平成 21 年 3 月に「八代市男女共同参画計画（平成 21 年度～平成 30 年度）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、「男女が性別にとらわれず、多様な価値観を認め合って、個性と能力を十分に発揮することにより、男女がともに支え合う元気都市“やつしろ”の実現」を将来像に掲げ、各種施策を推進してきました。

こうした中、少子高齢化の急速な進展による労働人口減少社会の中において、活力あるまちを持続していくためには、男女が共に支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することがますます重要となっています。

また、平成 27 年 9 月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が施行されるなど、女性の活躍に向けた取組みを推進していくことが求められています。平成 30 年度をもって現計画の期間が終了することに伴い、これまでの成果や課題、国・県の動向、社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するための「第 2 次八代市男女共同参画計画」（以下「第 2 次計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条に基づく「市町村男女共同参画計画」と位置づけます。
- (2) 本計画は「八代市男女共同参画推進条例」第 10 条に基づく男女共同参画の推進に関する行動計画であって、八代市総合計画の部門計画と位置づけます。
- (3) 本計画は「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」と位置づけます。
- (4) 本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。
- (5) 本計画は全市的に男女共同参画社会づくりを推進するため、市民、地域、事業所、行政が一体となって、協働するための指針と位置づけます。

## 3 計画の期間

2019（平成 31）年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

## 4 計画策定の背景

### (1) 国の動き

国においては、「日本再興戦略（平成 25 年 6 月閣議決定）」の中核に「女性の活躍」を位置づけ、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えた取組みを推進するとともに、平成 27 年 9 月に「女性活躍推進法」を施行し、平成 27 年 12 月には、平成 28 年度から平成 32 年度までの施策を掲げた「第 4 次男女共同参画基本計画」（以下「国第 4 次計画」という。）を策定しました。

平成 30 年 5 月には国会や地方議会の選挙での男女の候補者の数ができる限り「均等」になることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、あらゆる分野において女性の活躍に向けた施策が推進されています。

### (2) 熊本県の動き

熊本県では、平成 26 年 8 月に県内の経済界をはじめとする関係機関・団体などの多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、平成 27 年 2 月には『企業、女性・男性、社会が“変わる”』という視点で、各参加団体が連携して取り組む施策・事業所などを取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定しました。

また、平成 28 年 3 月に「第 3 次熊本県男女共同参画計画」の成果と課題及び新しい動きなどを踏まえた「第 4 次熊本県男女共同参画計画」を策定しました。

### (3) 八代市の取組み

本市では、平成 21 年度から「男女がともに認め合い、支え合う元気都市“やつしろ”の実現」をめざして、男女共同参画の視点に立ったまちづくり、地域づくりを行うために、「八代市男女共同参画計画」をスタートさせました。また、同年度には市を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組むために、「男女共同参画都市」を宣言しました。

平成 25 年度には、国・県の動向をはじめ社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ「八代市男女共同参画計画」の一部見直しと平成 26 年度からの実施計画を策定し、総合的かつ計画的に様々な施策を展開してきました。

### (4) 男女共同参画をめぐる新たな動き

#### ① 女性活躍の推進

平成 25 年 6 月、「日本再興戦略」において「女性の活躍」を日本の成長戦略の中核と位置づけることが閣議決定され、平成 27 年 9 月には「女性活躍推進法」が施行されるなど、女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のための環境整備や取組みが求められています。

## ②ワーク・ライフ・バランスの推進（男女の働き方改革）

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、働き方改革は、一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジと位置づけられています。また、「国第 4 次計画」では「男性中心型労働慣行の見直しと女性の活躍」が柱のひとつとなっており、これまでの長時間勤務が当たり前とされてきた男性中心の働き方などを前提とする労働慣行などを変革し、多様で柔軟な働き方が選択できる労働環境づくりを推進することが、女性の活躍に繋がるとともに、男女がともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図れる社会の実現にも必要とされています。

## ③男女共同参画の視点での防災体制づくり

被災地において、女性たちの生活者としての視点を活かした活動が、復旧・復興に対して大きな役割を果たしたことが認識されています。一方で、避難所の運営などにおいて女性の視点に立った対応が十分ではなかったなど、課題も明らかになりました。

過去の災害対応における経験を基に国では、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であるとし、平成 25 年 5 月に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示しています。「国第 4 次計画」でも、地域における防災力を向上させるためにも、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が必要とされています。

# 5 現計画の取組み状況

現計画における取組みの成果や課題の主なものとして、以下の項目が挙げられます。

## 《成 果》

### 成果 1 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識の高揚

市民意識調査の結果では、「男は仕事、女は家庭」などと性別で役割を固定する考え方について、『賛成しない』は 71.2%で、平成 24 年の前回調査（62.6%）から 8.6 ポイント上昇しました。熊本県（61.5%）と比較すると、『賛成しない』の割合は、本市が 9.7 ポイント高く、全国（54.3%）と比較しても 16.9 ポイント高くなっています。固定的性別役割分担意識の解消が図られています。

### 成果 2 家族経営協定締結農家数、女性の認定農業者数の増加

本市の基幹産業である農業における、就業者に占める女性の割合は、50.8%と約半数を占め、女性が重要な担い手となっています。家族経営協定締結のメリット等を研修会などのあらゆる機会を捉えて、説明することで協定締結農家が年々増加しており、家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、女性も意欲と能力を発揮できるような環境づくりが推進されていると思われます。また、女性の認定農業者数も少しずつではありますが、年々増加しており、女性の経営への参画の推進も図られています。

### 成果3 審議会等における女性の登用増加

男女共同参画の推進の代表的な指標である「審議会等への女性の登用」については、八代市女性人材リストの整備や全庁的に積極的登用の呼びかけを行った結果、女性の審議会等登用率は、30.9%（H30.3.31 現在）と平成 25 年度後期計画策定時（25.3%）よりも上昇し、県内の他市と比較しても高い登用率となっています。しかし、目標値の 40%には達しておらず、更なる登用促進を図る必要があります。

#### 《課 題》

##### 課題1 男女共同参画社会に向けた意識の改革

市民意識調査の結果では、男女の地位の平等感について、『平等である』は、21.1%と平成 24 年の前回調査（24.4%）と比べ割合が低下しています。一方、『男性の方が優遇』と回答した人が 61.9%と、前回調査（52.8%）と比べ増加しており、男女の不平等感が強くなっています。特に、「社会通念、慣習等」と「政治の場」では不平等感が強く、「平等である」は 10%台にとどまっており、今後も市民一人ひとりの意識を改革するためのさらなる広報、啓発活動が必要です。

##### 課題2 誰もが安心して生活できる社会

市民意識調査の結果では、デートDV（交際相手からのドメスティック・バイオレンス）の言葉の認知度（内容まで知っている人の割合）が 39.8%と平成 24 年の前回調査（26.2%）から 13.6 ポイント上昇しましたが、女性の約 3 割はドメスティック・バイオレンス（DV）被害の経験があると回答しています。今後もDVや性暴力、各種ハラスメントなどあらゆる暴力の予防と根絶に取り組むことが必要です。

##### 課題3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

本市の就業者のうち女性の割合は、47.8%と約半数を占めています。20 代 30 代の出産・結婚の多い年代でも女性の労働力率は落ち込むことなく、仕事と育児・家事等を両立しながら働いている女性が多いことがうかがえます。仕事と家庭生活の両立を支援し、多様な働き方ができる環境づくりが必要です。

##### 課題4 地域活動における女性の参画

女性の自治会長（市政協力員）の割合が 1.2%（H30.3.31 現在）と県（2.8%）や全国（5.4%）と比較しても少ない状況です。地域活動において、女性の参画促進を図るための働きかけが必要です。



## 課題5 地域のけん引役としての市の取り組み

市における女性管理職の割合は、9.3%（H30.4.1 現在）で、目標値である15%を達成できていません。また、市の男性職員の育児休業取得割合も5.3%（19人中1人）と前年度からは上昇しているものの、目標値の10%には達していません。市内事業所等のワーク・ライフ・バランスの推進や女性活躍推進に係るけん引役として、市が率先して取り組む必要があります。

## 6 八代市の課題

本市におけるこれまでの取り組みの成果や課題、社会動向、現状、市民意識調査・事業所調査の結果などから、今後、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題として、以下の項目が挙げられます。

### 課題1 男女共同参画社会に向けた意識の改革

市民意識調査の結果では、男女の地位の平等感は、依然として低い状況です。性別による固定的な役割分担意識により形成されている慣習などによる影響が大きいと考えられます。固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画の理念浸透のため、あらゆる機会や多様な媒体を通じた広報・啓発活動が必要です。

### 課題2 あらゆる分野での女性の活躍

人口減少社会の中において、活力ある社会を持続するためにも女性の積極的な参画が求められています。しかし、事業所において女性管理職の登用割合が低い状況であることや、地域社会においても女性の参画の割合が少ない状況です。また、就労形態や平均給与における男女格差も顕著です。経済活動、地域活動などあらゆる分野において、女性も活躍し、男女がともに参画できる社会をつくる必要があります。

### 課題3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

本市の就業者のうち女性は約半数を占め、20代30代の出産・結婚の多い年代でも女性の労働力率は落ち込むことなく働き続けています。また、共働き世帯の割合は全国と比べても高く、仕事と育児・家事・介護等を両立しながら働いている世帯が多いことがうかがえます。仕事と家庭生活の両立を支援し、多様な働き方ができる環境づくりが必要です。

### 課題4 誰もが安心して生活できる社会

市民意識調査の結果では、女性の約3割がDV被害の経験があると回答しています。DVや性暴力、各種ハラスメントなどあらゆる暴力の予防と根絶に取り組むことが必要です。また、市民意識調査では、避難所の設備整備や市の防災対策に男女両方の視点が入ることが支持を受けており、熊本地震を経験し、男女共同参画の視点に立った防災体制づくりが求められています。また、LGBTなどの多様な性に対する理解を促進し、多様性を認め合う社会づくりが必要です。

# II

---

## 第2次八代市男女共同参画計画の施策の体系



# III

---

## 第2次八代市男女共同参画計画の 成果指標進捗状況 及び 施策の実施状況

## 「第2次八代市男女共同参画計画」 令和元年度成果指標進捗状況

項目	第2次計画策定時 (H29年度意識調査 及びH29状況値)	目標 (令和5年度)	令和元年度 直近の状況 (日付)
<b>基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり</b>			
男女の地位の平等感について平等と思う人の割合 (意識調査項目)	21.1%	33%	-
「男は仕事、女は家庭」などと性別で役割を固定する考え方について賛成しない人の割合 (意識調査項目)	71.2%	75%	-
<b>基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり</b>			
審議会・委員会への女性の登用率	30.9% (H30.3.31)	40%	31.0% (R2.3.31)
女性の人権擁護委員の数(人数)	8人 (38.1%/21人中) (H30.3.31)	50%	11人 (52.4%/21人中) (R2.4.1)
【参考】市議会における女性議員の割合(人数)	3.5% (1人/定数28人中)	-	1人/定数28人 3.5% (R2.5.1)
熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受けた事業所数(累計数)	4事業所 (H30.4.1)	6事業所	4事業所 (R2.4.1)
市内事業所における正社員の女性管理職の割合 (意識調査項目)	24.7%	30%	-
家族経営協定を締結している農家数	419戸 (H30.3.31)	450戸	446戸 R2.3.31
女性の認定農業者数(女性の単独申請及び夫婦共同申請者の計)	162人 (H30.3.31)	180人	165人 R2.3.31
女性農業委員の割合(人数)	5.4% (2人/37人) (H30.4.1)	21% (4人/定数19人中)	11.0% (2人/18人中) (R2.4.1)
【参考】女性のJA理事の割合(人数)	7.1% (2人/28人) (H30.3.31)	-	7.1% (2人/28人) (R2.3.31)
女性市政協力員の割合(人数)	1.2% (4人/331人) (H30.3.31)	4%	1.8%(6人/330人) R2.3.31
地域協議会女性役員の割合(人数)	19.0% (80人/423人) (H30.3.31)	25%	19.6% (81人/413名) (R2.3.31)
スポーツ推進委員の女性の割合(人数)	28.8% (19人/66人) (H30.3.31)	32% (21人/66人中)	34% (22人/64人中) (R2.3.31)

ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度（内容まで知っている人の割合） （意識調査項目）	24.3%	35%	—
市内事業所における男性の育児休業取得割合 （意識調査項目）	7.6%	10%	—
【参考】保育所の利用児童数	4437人 (H30.4.1)	—	4268人 (R2.4.1)
【参考】放課後児童クラブの利用児童数	1363人 (H30.4.1)	—	1417人 (R2.4.1)
【参考】勤務時間外在校時間数が月80時間以上の教職員の割合(4～6月の月平均)	11.3%	—	10.0% (2019.4～6月)
<b>基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり</b>			
デートDVの言葉の認知度（内容まで知っている人の割合） （意識調査項目）	39.8%	45%	—
【参考】市の相談窓口におけるDV相談実人数	47人 (H30.3.31)	—	41人 (R2.3.31)
乳がん検診受診率	10.3%	50%	10.6% (R1年度)
子宮頸がん検診受診率	9.5%	50%	7.8% (R1年度)
女性消防団員の数	31人 (H30.3.31)	50人	33人 (R2.3.31)
【参考】自主防災組織の会長に占める女性の割合	2.8%	—	6.4% (14人/220人中) (R2.4.1)
<b>基本目標4 推進体制づくり</b>			
市の管理職員（課長級以上）に占める女性職員の割合	9.3% (H30.4.1)	15%	9.6% (R2.4.1)
市の役付職員（係長級以上）に占める女性職員の割合	19.5% (H30.4.1)	27%	21.4% (R2.4.1)
市の男性職員の育児休業取得割合	5.3% (H30.4.1)	10%	14.3% (2人/14人中) (R2.4.1)
時間外勤務の縮減(職員1人あたりの年間平均超過勤務時間)	96.9時間 (H26年度)	87.2時間 (/年間)	140時間 (R2.4.1)
有給休暇消化率	24.4% (9.6日) (H26年度)	30% (12日)	29.4% (11.4日)
八代市男女共同参画社会づくりネットワーク（八代みらいネット）の加入団体数	24団体	36団体	29団体 (R2.4.1)

基本目標 1

《男女共同参画社会実現に向けた意識づくり》

【基本的施策】

(1) 意識改革のための広報・啓発の推進

【施策の内容】

①男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
1	男女共同参画に関する広報・啓発の推進	市民の男女共同参画への関心と理解を深めるために、広報紙、ホームページ、イベントなどによる広報・啓発活動を行う。	人権政策課	「いっそDEフェスタ2020」の開催 男女共同参画に関する講演会とワークショップ、高校生によるオーブニング企画、女性の起業支援の一環としたハンドメイドマルシェを実施 参加者：講演会200人、その他300人	若年層が企画に参加する等、充実した内容で実施することができたが、集客の増加にはつながらなかった。アンケートでは、8割が理解が深まったと回答しており、啓発効果はあったものと評価できる。	引き続き、内容の充実を図るとともに、集客増加の工夫に取り組む。

【施策の内容】

②固定的役割分担意識の解消に向けた意識改革

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
2	性別による固定的な役割分担意識の解消のための意識啓発	性別の固定的な役割分担の意識解消のため、男女混合名簿の導入推進や家庭・学校・職場・地域などへ学習機会の提供を行い、男女共同参画の推進を阻害する慣習や慣行の見直しを行う。	人権政策課  生涯学習課	・「いっそDEフェスタ2020」における講演会やワークショップの実施 ・情報誌Mi☆Raiの発行  家庭教育学級や公民館講座の中で子育てや食育等に提供する学習の機会を男女問わず提供した。 家庭教育学級：子育て研修会 公民館講座：食育講座・親の学び講座・LGBT講演会	講演会やワークショップの開催、情報誌の発行が性別による固定的な役割分担意識の解消のための意識啓発につながったと考える。効果的な啓発のため、ホームページも活用したい。	情報誌の発行やイベント・セミナーの開催により、引き続き啓発を行っていく。また、ホームページでも積極的に情報発信を行う。  家庭教育学級や公民館講座を通じて、性別による固定的な役割分担意識の解消のための意識啓発を引き続き行う。今後は更に地域学校協働活動における男女共同参画の促進を支援する。

			学校教育課	男女混合名簿については導入が完了している。今後も学校に対し、性別の固定的な役割分担の意識解消に係る関係機関からの情報提供などを行った。	人権に関する研修会に積極的に参加を促し、研修を深めることができた。	今後も学校に対し、性別の固定的な役割分担の意識解消に係る関係機関からの情報提供などを行っていく。
--	--	--	-------	---	-----------------------------------	--

【基本的施策】

(2) 男女共同参画の教育・学習の推進

【施策の内容】

① 家庭・地域・職場における男女共同参画の学習機会の提供

施策	具体的施策	取組内容	対象課	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
3	事業所などが主催する講座・研修会などの男女共同参画推進活動の支援	事業所・学校・団体などが主催する講座・研修会に講師（アドバイザーなど）を派遣するなど、啓発活動を支援する。	人権政策課	市内の事業所、学校、団体等が主催する講座・研修会へ講師を派遣する「アドバイザー派遣事業」の実施	ホームページで周知を行った。	令和2年度以降の取組継続して実施する。
4	男女共同参画に関する資料・情報などの収集と活用	市民・団体にに対し男女共同参画・男女平等などの推進のため、情報提供や学習教材の貸出を行う。	生涯学習課 人権政策課	家庭教育学級等において、社会教育指導員の派遣や生涯学習指導者名簿から講師を紹介する等、啓発活動を支援した。 派遣回数：21回 家庭教育学級等の開催：374回 生涯学習指導者名簿登録者数：136名	社会教育指導員の活用は増加しているが、さらなる充実に図るため、派遣制度の周知等を積極的に進めていく。	今後も家庭教育学級等において、社会教育指導員や生涯学習指導者名簿から講師の紹介を行っていくとともに、生涯学習指導者の拡充を図る。
				・情報誌Miraiの発行、広報誌、ホームページでの情報提供や啓発記事の掲載 ・男女共同参画関係の教材であるビデオ、DVD、図書を人権啓発センターに設置、貸し出し 対象ビデオ、DVD：34本 R1貸し出し実績：32回	・啓発効果を上げるためにも、ホームページも活用したい。 ・DVD等の貸し出し実績は伸びている。	・ホームページも活用し、積極的に情報提供を行っていく。 ・DVD等の貸し出しの周知を引き続き行うとともに、資料の充実を図っていく。



【施策の内容】  
②男女共同参画の視点に立った教育の充実

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
5	多様な選択を可能にする教育・学習の推進	基本的人権の尊重や男女共同参画の意義などに関する授業に積極的に取り組むとともに、児童生徒が性別による固定的な役割分担意識にとらわれないキャリア教育・進路指導を実践する。	学校教育課 学校教育課	各学校の年間指導計画に基づき、社会科学や学級活動での学習を中心に、基本的人権の尊重や人権同和学習、キャリア教育等の学習に取り組んだ。	年間指導計画に基づき、学習に取り組むことができた。	引き続き、年間指導計画に基づき、学習に取り組んでいく。
6	教職員・保育士に対する意識啓発	教職員や保育士などに対し、男女平等の視点に立った学習機会を提供し意識啓発を図る。	学校教育課 子ども未来課	本サポートセンターの特別活動研究部会で特別活動実践ガイドを平成31年4月に作成している。新しい学習指導要領においても将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の観点からも求められている。今後は、特別活動実践ガイドを活用した授業の実践をサポートしていく。	本サポートセンターの特別活動研究部会が作成した特別活動実践ガイドを基に授業実践に取り組み、その成果を年頭研修会で発表し、このことにより、本ガイドの有用性を各学校で周知することができた。	引き続き各中学校区でのレポート研修や人権同和学習の実践、参観の研修の機会をとおして意識の啓発を図っていく。

【基本的施策】  
 (3) 国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり

【施策の内容】

①情報収集及び提供

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
7	国際的な情報の提供	男女共同参画に関する国連の動きや先進国の状況などを収集し、人権啓発センターやホームページなどで情報を提供する。	人権政策課	人権啓発センターに情報誌等を設置し、国際的な動きを含めた情報を提供	ホームページでの情報提供が不十分であったため、積極的に活用していきたい。	人権センターに設置する資料を充実させるとともに、ホームページを活用することで効果的な情報提供を行っていく。

【施策の内容】  
 ②多文化共生の推進

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
8	多文化理解と交流の推進	学校、地域などで市民と外国人とのふれあいやさまざまな文化を体験する機会を提供し、他文化への理解と認識を深めることを推進する。 また、国や県、国際交流団体などが実施する交流に対し協力・支援を行う。	国際課	1)おしえて青年海外協力隊 青年海外協力隊の経験者の生の声を聞くことで、新興国・発展途上国の現状を学び、日本との関わりについて理解を深めた。 令和元年度は9校の生徒児童に対して実施した。 6/4 第八中、7/4 郡築小、7/5 第五中、7/16 日奈久中、8/29 二見中、9/3 文政小、9/13 昭和小、11/12 千丁小、2/13 八竜小	今後継続的な実施が必要。 経験者の講話だけでなく、本市の外国人市民の増加や国際化に関する内容を生徒児童に対して実施し、内容の充実を図ることができた。 生徒児童からも役に立ったという声があった。	1)おしえて青年海外協力隊 青年海外協力隊の経験者の生の声を聞くことで、新興国・発展途上国の現状を学び、日本との関わりについて理解を深める。 予定数：8校
			学校教育課	授業等でALTを活用し、英語に慣れ親しむとともに、異文化理解のための活動を行った。また、地域住民や子供たちを対象として英語を使ってALTとコミュニケーションを図るイベント等の充実を図った。 夏と冬の2回、ALTとコミュニケーションを図るイベントである「チャレンジンググリッジュ」を小学生を対象に行い、50人ほどの参加があった。	授業等でのALTの活用やチャレンジンググリッジュ等の英語に慣れ親しむ活動を行い、ALTとコミュニケーションを図ることができた。	今後も授業等でのALTの活用をますます充実させるとともに、地域住民や子供たちを対象として英語を使ってALTとコミュニケーションを図るイベント等の更なる充実を図っていく。

9	<p>外国にルーツを持つ子どもに対しても必要な児童生徒に対する支援体制の充実</p>	<p>日本語の理解が十分でない、外国にルーツを持つ子どもが他の子どもと同様に理解し授業が受けられるよう、必要に応じて日本語指導員の配置を行う。 また、文化や習慣の違いから生じる悩みなどを相談できる窓口を設置する。</p>	<p>学校教育課 教育サポートセンター</p>	<p>外国にルーツをもち、日本語指導の必要な児童生徒に対する日本語指導を行うため、日本語指導員3人を配置した。日本語指導の対象児童は6人であった。 本センターには、「やつしろ子ども支援相談室」を設置し、八代市内の幼稚園、小、中特別支援学校に通園通学している子供達に関する相談を受けている。外国にルーツを持つ子供達の相談がある場合でも相談を受け、専門機関等につないでいく。</p>	<p>日本語指導員の指導で必要な児童生徒に対する日本語指導を行うことができた。</p>	<p>引き継ぎ、日本語指導の必要な児童生徒に対し、日本語指導を充実させていく。 「やつしろ子ども支援相談室」への相談に、外国にルーツを持つ子供達に関する相談がある場合、スムーズに関係機関につなぐことができるよう、関係機関との情報共有を定期的に図っていく。</p>
10	<p>在住・滞在外国人に対する人権の配慮</p>	<p>在住・滞在外国人の不安や悩みを解消するため、人権に配慮しながら、暮らしに関する情報を提供するとともに各種相談に適切に対応する。</p>	<p>国際課</p>	<p>1) 行政書士による入国管理問題無料相談を実施 実施日：5/21、8/20、11/19、2/18 場所：市民相談室 2) 外国語通訳者配置(月2回) 仮設庁舎総合案内所権に通訳者を配置し、窓口や生活相談の通訳補助を行った。 英語・タガログ語：27日/年配置(うち2日は関係課から要請を受け対応したもの) 中国語：16日/年配置 ベトナム語：4日/年配置 3) 外国人市民向け生活ガイドブック(多言語版)作成・配布(4,000部) 英語：500部、中国語：600部、ベトナム語：1,700部、タガログ語：1,200部 配布場所：市民課、支所住民登録窓口、コミュニティセンター、外国人技能実習生監理団体</p>	<p>1) 2) については今後も継続的な実施が必要 継続実施することによって外国人市民に安心感を与える効果がある。 2) については、通訳者がボランティアで対応していることから、仕事の都合などで配置できない場合があった。特にベトナム語については、ほとんども対応できていないことから定期的に対応できる人材を探す必要がある。 3) 生活ガイドブックについては、配布した監理団体からの高い評価を得ることができた。</p>	<p>1) 行政書士による入国管理問題無料相談会を実施 実施月：5月、8月、11月、2月 場所：市民相談室 2) 外国語通訳者配置(月2回) 仮設庁舎総合案内所権に通訳者を配置し、窓口や生活相談の通訳補助を行う。 英語・タガログ語1名 中国語1名 ※ベトナム語については一旦休止人材が見つかり次第再開する。</p>

			人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権おもしろいやりミニ講座の実施「外国人の人権」参加人数:18人</li> <li>・人権啓発ビデオ、DVDの貸し出し対象DVD保有7本</li> <li>・貸出実績10回</li> <li>・「ヘイトスピーチ解消法」「外国人の人権」を含めた人権啓発パネル展示を市内公共施設、商業施設にて実施(R1.8~R1.9)</li> </ul>	人権おもしろいやりミニ講座の開催、人権啓発に関する情報の提供、公共施設等におけるパネル展示等により、外国人の人権について市民に周知し、理解向上に努めた。	継続して実施する。
--	--	--	-------	--	--	-----------

基本目標 2  
《あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり》  
【基本的施策】  
(1) あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画

【施策の内容】  
①女性のエンパワーメント支援

施策	具体的施策	取組内容	対象課	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
11	女性のエンパワーメント支援	政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、固定的性別役割分担意識の解消、女性の意識改革及び能力向上セミナー、講座などを開催する。	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の活躍推進をテーマに男女共同参画推進セミナーを開催3回、参加人数(延べ):39人</li> <li>・熊本県男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー受講者から1名、女性人材リストへの登録があった。</li> <li>・セミナー参加者アンケートから、内容は概ね好評であったが、参加者が少ない。参加者を増やす工夫を検討する必要がある。</li> <li>・熊本県男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業について、継続して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナーについて、政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、引き続き実施する。</li> <li>・参加者を増やす工夫を検討する。</li> <li>・熊本県男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業について、周知方法を工夫して、継続して実施する。</li> </ul>

【施策の内容】

②審議会などへの女性の積極的登用

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
12	審議会、政治分野などへの女性の積極的登用の促進	「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」において、女性を積極的に委員に登用することを規定しており、今後七政策、方針決定の場への女性の積極的な登用を促進する。また、政治分野における男女共同参画推進に必要な啓発活動や環境整備の施策の実施に努める。	人権政策課  企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進セミナーの実施3回、参加人数(延べ):39人</li> <li>ホームページで女性人材リスト登録者募集</li> <li>女性人材リストの整備 登録者数:31人</li> <li>女性人材リスト提供数:1件</li> <li>市内において情報提供し、各種審議会や委員会委員への登用促進</li> <li>政治分野における男女共同参画の推進について、議会事務局と協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナー受講者から1名、女性人材リストへの登録があった。</li> <li>女性人材リストの活用を全庁的に呼びかけしており、登用促進に繋がっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して女性の登用促進に取り組んでいく。</li> <li>政治分野における男女共同参画の推進について、引き続き議会事務局と協議を行い、どのような取り組みができるか検討する。</li> </ul>
				審議会等での女性の登用率について、所管課に調査を行った。併せて女性委員の割合が成果指標「審議会・委員会への登用率」の目標値(40%)に満たない場合の理由・問題点を把握した。	昨年改正した「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」に対する認識や、運用への理解を所管課に深めてもらう必要がある。	所管課に対し、「基本指針」の認識や理解を深めてもらうため、今後も人権政策課と連携・協力しながら職員の知識を深める。

【施策の内容】

③事業所における方針決定の場への女性の参画促進

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
13	事業所のポジティブアクション(男女格差の積極的是正措置)取組みの推進	男女格差の是正のため、事業所に対し、セミナーの開催や事業所における学習会などへの専門家の派遣などを行う。	人権政策課  商工政策課	市内の事業所、学校、団体等が主催する講座・研修会へ講師を派遣する「アドバイザー派遣事業」の実施	ホームページで周知を行った。	継続して実施する。
				事業所に対し、積極的な取組みを促すため、人権政策課のアドバイザー派遣事業等の情報を提供した。	可能な範囲でより効果的な対応を心がけた。	関係機関からの情報提供を継続していく。

【基本的施策】  
 (2) 働く場における男女共同参画の推進  
 【施策の内容】

①女性の創業・就労支援

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の証跡と課題	令和2年度以降の取組
14	女性の就労・キャリアアップ支援	女性の就労・キャリアアップのため、「熊本県しごと相談・支援センター」や「ハローワーク八代マザーズコーナー」でのキャリアカウンセリングや保育などに関する情報提供を行うとともに、再就職支援セミナーや起業支援セミナーなどの周知・情報提供を行う。	商工政策課 こども未来課	女性の就労やキャリアアップを支援するため「リモートワーク」や「プログラミング」に関するセミナーを開催するとともに、関係機関への情報提供を行った。 「ハローワーク八代マザーズコーナー」など他機関の就労相談窓口については、こども未来課窓口等で情報提供を行った。あわせてハローワークの窓口等においても、子育て支援サービスのリーフレット等を設置し、情報提供を行った。ひとり親家庭については、資格取得に向けた給付金や講座受講費用の一部支給、またハローワーク八代と連携した就労自立促進事業を実施し、就労支援を行った。	ハローワーク八代と連携し実施した就労自立促進事業において、利用者が著しく少なかつたことから、周知方法及び実施場所の検討が必要。	「ハローワーク八代マザーズコーナー」など他機関の就労相談窓口について、こども未来課窓口等で情報提供を行う。あわせてハローワークの窓口等においても、子育て支援サービスのリーフレット等を設置し、情報提供を行う。ひとり親家庭については、資格取得に向けた給付金や講座受講費用の一部支給、またハローワーク八代と連携した就労自立促進事業を実施し、就労支援を行う。
15	創業支援	創業支援のためのワンストップ窓口を設置し、商工会・商工会議所などと連携し、支援を行い、女性の創業支援を図る。	人権政策課 商工政策課	関係課かいと連携して、国や県等からの再就職支援セミナーや起業支援セミナーなどに関する情報を提供	関係課かいとの連携して取り組んだ。	関係課かいと連携し、継続して取り組む。

16	離職した者に対する再就職支援	育児や介護だけでなく、様々な理由により離職した者に対して、就職活動を有利に進めるための取組みとして、「八代市就業資格取得支援助成金」を支給する。 また、ジョブカフェやつしろやハローワークなどとの連携により相談窓口の充実を図る。	商工政策課	「八代市就業資格取得支援助成金」の周知を図るとともに、ジョブカフェやハローワーク、若者サポートステーション、プロگرامミングスクールSUNABACO等と連携し、就労を支援した。	助成金の交付や多様な関係機関との連携により、支援内容が充実した。	「八代市就業資格取得支援助成金」の周知に加え、多様な関係機関との連携により、就労支援の充実を図る。
----	----------------	--	-------	---	----------------------------------	---

【施策の内容】

②女性が活躍するための環境整備

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
17	働きやすい労働環境改善に取り組み事業所の認定・表彰の推奨	働く人がいきいきと安心して働けることができる労働環境の整備（熊本県が取り組む「男女共同参画推進事業者表彰」「フレイト企業認定」「よかボス宣言」など）に取り組み企業などに対する、認定・表彰などの周知・啓発を図る。	商工政策課 人権政策課	企業訪問等を行う中で、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行った。 熊本県の「男女共同参画推進事業者表彰」「フレイト企業認定」「よかボス宣言」などの各種制度について、チラシやホームページ、関係課かいなどを通じて周知	可能な範囲でより効果的な対応を心がけた。	企業訪問等を行う中で、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行う。 引き続き、関係課かいと連携して、事業所へ制度の周知を図っていく。
18	公共調達における「男女共同参画・女性活躍」加点制度の検討	男女共同参画・女性活躍に積極的に取り組んでいる企業に対して、総合評価落札方式又は企画競争による事業所の加点評価制度の導入を検討する。	契約検査課	令和元年度に実施した総合評価落札方式案件中、1件において、企業の評価項目に女性活躍推進法に基づく「見えるほし」企業の認定の有無を設定した。	「見えるほし」企業の認定の有無については、市内業者にとつては厳しい評価項目であることから、他の評価項目の設定を検討する必要がある。	総合評価落札方式への加点評価項目について、引き続き検討を進める。 また、工事入札参加者資格審査格付基準の項目に、女性活躍に係る評価項目の導入について、人権政策課と協議しながら検討を進める。
			人権政策課	総合評価落札方式への加点評価制度導入について、契約検査課へ働きかけを行った。	市内業者に適した評価項目の設定を検討する必要がある。	引き続き、契約検査課と協議しながら、導入を検討する。

19	育児・介護休業法などの周知啓発	育児・介護休業法や男女雇用機会均等法に基づき、介護休業・育児休業を取得できる制度が事業主へ義務付けられることなど仕事と家庭の両立支援に関することを広く周知・啓発する。	商工政策課	企業訪問等を行う中で、育児・介護休業に関する支援制度等の情報提供を行った。	可能な範囲でより効果的な対応を心がけた。	企業訪問等を行う中で、育児・介護休業に関する支援制度等の情報提供を行う。
		人権政策課	・市内の事業所、学校、団体等が主催する講座・研修会へ講師を派遣する「アドバイザー派遣事業」の実施 ・関係課かいと連携して、国や県からの情報を事業所へ提供	効果的な周知啓発のために、ホームページも活用している。		継続して実施する。ホームページも活用する。
20	非正規労働者の処遇改善のための情報提供	熊本労働局など関係機関と連携し、パートタイム労働者、派遣労働者の就業環境改善のための情報を事業所に提供し、周知・啓発に努める。	商工政策課	企業訪問等を行う中で、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行った。	可能な範囲でより効果的な対応を心がけた	企業訪問等を行う中で、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行う。

【基本的施策】  
(3) 農林水産業における男女共同参画の推進

【施策の内容】  
① 農林水産業における女性活躍の推進

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
21	農業委員への女性の登用促進	施策・方針決定の場への女性の参画を進めるため、農業委員などへの女性の推薦や公募への応募などを働きかける。	農業委員会	女性委員が県内女性委員の組織始動に参加し、期待される活動のあり方などを学び、また、他市町村の女性委員との交流を深めた。	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題 研修会等に参加いただいたことで、意識の向上を図ることができたが、いかにして女性委員の増加につなげていくかが課題である。	令和2年度以降の取組 引き続き、女性委員には積極的に研修会等に参加いただき、他市町村の女性委員との交流を図ることで、女性が活躍できる場であることを発信していく。
			農林水産政策課	次回改選は令和3年度であるため、具体的な取組なし。	—	次回の改選は令和3年度。女性委員の推薦・応募があるよう各種団体に働きかける。



22	女性の経営参画の促進	女性の生産技術、経営管理能力の向上のため、関係機関・団体及び連携して、講習会や研修会と交流の機会を拡大する。また、女性の経営参画を促進し共同する者として、女性認定農業者の認定、家族経営協定の締結を図る。	農林水産政策課	R1年度 担い手育成総合支援事業農業者向けに実施する講座への女性農業者の参加を促す。	令和元年度に実施した農業者向けの農業簿記講座における女性参加者の割合は、33%であった。	令和元年度と同様に農業者向けに実施する講座への女性農業者の参加を促す。
23	女性のチャレンジ活動への支援	県や農業協同組合、漁業協同組合、商工関連団体などと連携して、女性の視点やアイデアを活かした、女性のチャレンジ活動（加工、生産活動など）や起業活動を支援する。	農林水産政策課 水産林務課	R1年度 農事研修センター自主事業（生活研究グループ自主活動補助） 農業の維持・活性化に大きく貢献している女性の自立的活動を支援する。 鱈町漁協カギ生産部会による「鱈オイスター」において、メインとするカキを楽しみながら、芝エビ、ナマコやアイスクリーム、ハイボールの提供、地産地消の野菜サラダ等、新メニューや内容変更があり、女性の視点に合ったアイデアが活かされた。	定期的な活動は行われていないものの構成員の高齢化が進んでいることから、新たな会員確保が課題となっている。 連日多くの来店があり、接客、配食など女性が活躍しいきいきと働く姿が感じられた。	引き続き、活動支援を行うとともに、活動内容の見直し等についても支援を行う。 今後も女性の視点やアイデアを活かした加工品や新メニューを積極的に展開していく。

【基本的施策】  
(4) 地域社会における男女共同参画の推進

【施策の内容】

① 地域活動における女性の参画促進

施策	具体的施策	取組内容	対象課	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
24	地域活動における決定方針の場への女性の参画促進	地域協議会などの地域活動において、女性の参画促進を図るための働きかけを行う。	人権政策課 市民活動政策課	関係課かいと連携し、地域活動への参画促進を図るための働きかけ	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題 継続して取り組む必要がある。	令和2年度以降の取組 引き続き、関係課かいと連携して取り組む。 地域協議会の会長等で構成している地域協議会連絡会議において、引き続き情報提供を行う。

			生涯学習課	八代市の社会教育団体(PTA)連絡協議会等)に対し、女性の参画促進に関する意識啓発を行った。	八代市の社会教育団体(PTA)連絡協議会等)において、概ね女性の参画促進が図られている。	八代市の社会教育団体(PTA)連絡協議会等)に対し、方針決定の場に男女の偏りが発生しないよう、様々な機会を通じて啓発していく。
			スポーツ振興課	スポーツ推進委員への女性の任用	欠員補充に際して、女性の積極的な任用を行うことができた。しかし、校区によっては女性の任用がない校区や女性の割合が低い校区がある。	委員の任用に際し、女性を積極的に任用できるように、関係団体や各校区に対し働きかけを行う。
25	男女がともに担う地域活動の促進	地域における女性の活動促進や男性中心の組織運営などの見直しに関する啓発や情報提供を行う。	人権政策課	「いっそDEフェスタ2020」における講演会やワークショップの実施 ・情報誌Mi☆Raiの発行 ・関係課かいと連携し地域活動への参画促進を図るための働きかけ	講演会やワークショップの実施、情報誌の発行が啓発に繋がったと考える。	引き続き関係課かいと連携して取り組む。
			市民活動政策課	広報媒体を通じて、地域において女性の活動促進に関する情報提供を行った。	特になし	広報媒体を通じて、地域において女性の活動促進に関する情報提供を行う。

【基本的施策】  
(5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

【施策の内容】

① ワーク・ライフ・バランスのための意識改革

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
26	市民・事業所への広報啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて、市民・事業所に対する情報提供、セミナーやイベントの開催を通じた学習機会の提供を行い周知・啓発を図る。	人権政策課	「アドバイザー派遣事業」をホームページにて周知 ・関係課かいと連携して、国や県からの情報を事業所へ提供 ・いっそDEフェスタにおける講演会の実施	講演会の実施は、ワーク・ライフ・バランスの普及につながったと考える。	・関係課かいと連携して、事業所へ情報提供を行う。 ・セミナーやイベントの開催を通じて、ワーク・ライフ・バランスの普及に取り組む。

			商工政策課	企業訪問等を行う中で、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行った。	可能な範囲でより効果的な対応を心がけた。	企業訪問等を行う中で、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行う。
27	男性の家事・育児・介護への参画促進	性別による固定的な役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画・自立を促進するため、家事・育児・介護など家庭生活で役立つセミナーやイベントを開催するなど、学習機会を提供する。	人権政策課	いっそDEフェスタにおける講演会の実施	講演会の実施は、性別による固定的な役割分担意識の是正や、男性の家庭生活への参画・自立促進に繋がったと考える。	引き続き、セミナーやイベントを開催し、男性の家事・育児・介護への参画促進に取り組む。

【施策の内容】

②ワーク・ライフ・バランスのための支援

施策	具体的施策	取組内容	対象課	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する評価と課題	令和2年度以降の取組
28	仕事と子育ての両立支援の充実	働き方の多様化に伴い、保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援サービスの充実を図る。子育て支援などの周知にまた、子育て支援などの周知に取り組む。	こども未来課	保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援サービスの充実を図るとともに、周知・広報に努めた。保育・子育てサービスが円滑に利用できるように、こども未来課や子育て相談窓口(こどもプラザわくわく)などの相談体制の充実を図った。	子育て支援サービスは、子育て家庭の利用ニーズに応じて整備し、充実を図る必要がある。	これまで同様、働き方の多様化に伴い、保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援サービスの充実を図る。また、子育て支援などの周知に取り組む。
29	仕事と介護の両立支援の充実	介護に関する講座などの開催や相談窓口などの充実を図る。また、出前講座、各種研修などで介護保険制度についてわかりやすい情報を提供する。	長寿支援課	【介護に関する講座の開催】 ・出前講座(市民向け) 約20回 【相談窓口】 八代市地域包括支援センター 6カ所 八代市あんしん相談センター 2カ所 【地域包括支援センター相談延件数】 H30年度 9,815件 R1年度 10,764件	市民向けの出前講座を活用し、介護保険の仕組みやサービスを分かりやすく紹介し、必要な制度やサービスをj利用してもらうことで、仕事を持つ介護者の負担軽減に寄与できた。 また、高齢者相談窓口である地域包括支援センターやあんしん相談センターの周知を図ることで、相談件数も増加し、一定の効果も上げている。	介護保険制度について、出前講座、各種研修会、窓口対応等を活用し、市民に広く周知するとともに理解促進に努める。また、相談窓口として地域包括支援センター、あんしん相談センターの相談業務の充実を図る。 【包括・安心相談センター年間相談延件数】 約12,000件

30	柔軟で多様な働き方の支援	結婚・出産・育児などのライフイベントや生活環境の変化に合わせた多様な働き方（短時間勤務、フレックスタイムやテレワークなど）の普及について、支援策（国、県の事業を含め）を事業所などへ周知、情報提供を行う。	商工政策課	企業訪問等を行う中で、多様な働き方に関する支援制度等の情報提供を行った。	企業訪問等を行う中で、多様な働き方に関する支援制度等の情報提供を行う。
----	--------------	---	-------	--------------------------------------	-------------------------------------

基本目標 3  
《安全で安心して暮らせる社会づくり》  
【基本的施策】  
(1) 女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶  
【施策の内容】

①ドメスティック・バイオレンス (DV) の対策の推進

施策	具体的施策	取組内容	対象課がい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
31	DVに関する正しい知識の普及啓発	女性に対する暴力を許さない意識作りのため、DVに関する情報提供を行う。また、学習会などを開催し知識の普及啓発を図る。	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権啓発センターにDV防止啓発ポスターを掲示</li> <li>・「アドバイザー派遣事業」をホームページにて周知</li> <li>・人権相談窓口・ヤングテレホン案内カード等を市内小学校に配布し、ホームページにより周知</li> <li>・ビデオ、DVD貸し出し対象ビデオ、DVD:34本</li> <li>RI貸し出し実績:32回</li> </ul>	<p>DVに関する情報の提供や講演会・学習会の開催、国及び県のキャンペーンに合わせた啓発活動を行った。</p> <p>また、人権相談窓口・ヤングテレホン案内カードを市内小学校に配布するとともに、HPでの情報発信を行った。</p>	<p>継続して、DVに関する正しい知識の普及啓発を実施する。</p>
			こども未来課	<p>子育て総合ホームページ「やつしろ」や「やつしろ」にDV防止や相談窓口等を掲載し意識啓発・広報を行った。</p> <p>また、国の「女性に対する暴力をなくす運動(11/12~25)」にあわせて、市報やエフエムやつしろにより広報を行った。</p>	<p>DVに関する意識啓発とともに相談や支援の窓口の周知を強化する必要がある。</p>	<p>子育て総合ホームページ「やつしろ」あつたかねつとにDV防止や相談窓口等を掲載し意識啓発・広報を行う。</p> <p>また、国の「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせて、市報やエフエムやつしろにより広報を行う。</p>

32	相談窓口の体制の強化	DVなどの人権侵害の相談に対応するため相談員のスキルの向上を図り、相談機能の充実を図る。 また、DV被害者への対応を迅速に行うことができるよう、県女性相談センター・警察など関係機関との連携強化を図る。	こども未来課	婦人相談員及びこども未来課担当職員の研修等への参加等により相談対応のスキルの向上を図るとともに、相談窓口の周知・広報を図った。DV被害者からの相談に対しては、迅速に対応し、必要に応じて、県女性相談センター・警察等との連携を図り、支援を行った。	婦人相談員及びこども未来課担当職員の研修等への参加により相談対応のスキルの向上を図るとともに、相談窓口の周知・広報を行う。DV被害者からの相談に対しては、迅速に対応し、必要に応じて、県女性相談センター・警察等との連携を図り、支援を行う。	相談窓口等の更なる周知及び関係機関との連携強化を図る必要がある。	相談窓口等の更なる周知及び関係機関との連携強化を図る必要がある。	婦人相談員及びこども未来課担当職員の研修等により相談対応のスキルの向上を図るとともに、相談窓口の周知・広報を行う。DV被害者からの相談に対しては、迅速に対応し、必要に応じて、県女性相談センター・警察等との連携を図り、支援を行う。
			人権政策課	・女性相談員研修やデートDVに関する研修会への相談員を派遣 「女性相談業務研修(初任者研修会)」:1名 「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修」:2名	女性相談員研修やデートDVに関する研修会等への参加、また、関係資料等を用いたの自己研鑽など、相談員のスキルアップを図った。			継続して、相談員のスキルアップを図る。

【施策の内容】

②各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進

施策	具体的施策	取組内容	対象課	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
33	ハラスメントの防止に向けた広報啓発の推進	セクハラやマタハラなどの各種ハラスメントの防止に向け、事業所などに対し情報提供などを実施する。 また、事業所などへの教材の貸出や学習会などへアドバイザー派遣を行う。	商工政策課 人権政策課	令和元年度の取組 企業訪問等を行う中で、各種ハラスメントの防止に関する支援制度等の情報提供を行った。  ・男女共同参画に関する啓発用ビデオ、DVD、図書の実出 対象ビデオ、DVD:34本 R1貸し出し実績:32回 ・「アドバイザー派遣事業」をホームページにて周知	可能な範囲でより効果的な対応を心がけた。  男女共同参画に関する啓発用ビデオ、DVD等の充実を図り、家庭、地域、職場等での学習や研修の教材として貸出しを行った。また、ミニ講座や事業所等への講師派遣事業などでハラスメントについての周知を図った。	令和2年度以降の取組 企業訪問等を行う中で、各種ハラスメントの防止に関する支援制度等の情報提供を行う。  継続して実施する。

【施策の内容】

③若年層に対する予防啓発の推進

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
34	デートDV防止教育の推進	デートDVに関する教材の貸出や専門家を派遣し、若年層、特に中高生に対するデートDVに関する学習の機会を提供する。	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デートDV防止アドバイザー派遣事業</li> <li>・R1実績：高校2校、中学校2校、参加人数510人</li> <li>・デートDVに関するビデオ、DVDの貸し出し</li> <li>・対象ビデオ、DVD：34本</li> <li>・R1貸し出し実績：32回</li> </ul>	毎年複数の学校で学習会が開催されており、今後も継続的な実施が必要である。	継続して実施する。
35	性に関する有害環境の改善	有害図書やアダルトビデオなどの性に関する有害環境の浄化活動を支援する。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校の学級活動等において、男女の付き合い方に関する授業を各学校で行った。</li> </ul>	中学校の人権学習や性教育等において、男女の人権について学習を深めることができた。	中学校の人権学習や性教育等をさらに充実させて、学習を深めていく。
			人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年や保護者等に対し、携帯電話による被害防止啓発を行うとともに、青少年指導員による街頭指導を実施し、有害図書等の販売機を発見した場合には、県に通報する。</li> </ul>	街頭指導時の有害図書等の販売機を発見についての報告はなかった。	継続して実施する。

【基本的施策】  
 (2) 生涯を通じた健康支援  
 【施策の内容】

① ライフステージに応じた健康の包括的支援

施 策	具体的施策	取組内容	対象課がい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
36	各種健診事業の充実及び受診率の向上	妊婦健診、がん検診、ヤング健診、特定健診、高齢者健診、その他ライフステージに応じた健診体制の充実を図り、健康づくりを推進する。 特に、女性特有の子宮がん・乳がんについては無料クーポンを発行し、受診率の向上を図る。	健康推進課	令和元年度の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診 8,225人 (受診率34.1%見込)</li> <li>・高齢者健診 2,355人</li> <li>・基本健診 22人</li> <li>・ヤング健診 464人</li> <li>・乳がん検診 40歳以上 4,765人 (うち無料クーポン 528人)</li> <li>・子宮頸がん検診 4,765人 (うち無料クーポン 204人)</li> <li>・肺がん(結核) 検診 7,195人</li> <li>・大腸がん検診 6,214人 (うち無料クーポン 171人)</li> <li>・胃がん検診 3,236人</li> <li>・腹部超音波検診 6,959人</li> <li>・妊婦健康診査受診者数1,244人 (最大14回分助成) 延べ9,636件受診</li> <li>・産婦健康診査受診者数296人</li> <li>・妊婦歯科健康診査74人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者健診は増加傾向にあるが、その他の特定健診等の受診者は減少傾向にある。</li> <li>・特定健診においては、未受診者の理由等を分析し、受診勧奨方法を検討する必要がある。</li> <li>・また、市民が受けやすい健診体制の検討も必要である。</li> <li>・特定健診・乳がん検診、子宮頸がん検診の、対象年齢への自己負担の無料は、継続して実施する。</li> <li>〈新規事業〉</li> <li>・早産予防を目的とした妊婦歯科健診及び産後うつ等の早期発見を目的とした産婦健診を10月から開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合健診、巡回健診及び医療機関健診により、特定健診、がん検診等の各種健診を実施する。</li> <li>・乳がん(41・51歳)・子宮頸がん(21・31歳)に対して無料クーポン送付を実施する。また、40歳に対して特定健診の無料を実施する。</li> <li>・新たに、郵送法による大腸がん検診を実施し、受診率向上に取り組み。</li> <li>・令和元年度新規事業である妊婦歯科健診及び産婦健診を継続し実施していく。特に妊婦歯科健診において、医療機関と連携し受診率向上に取り組み。</li> </ul>

37	健康づくりの意識の普及啓発	健康づくり応援ポイント事業の普及拡大を図り、健康づくりの意識啓発を図る。	健康推進課	健康づくり応援ポイント事業 ・ポイント台紙配布数 65,375枚 ・登録団体数 17団体 ・賞品抽選応募者数 722人 抽選結果:商品券10本、温泉券・クオカード355本	市報折込、各種イベント及び複合健診等を活用し、台紙を配布。また、本事業に賛同する地域団体・企業を募り、昨年度より賞品抽選応募者を増やすことができた。さらに、参加者数を増やすことが課題である。	事業の周知啓発を強化し、地域団体・企業等の団体登録件数の増加に取り組み。 ・関係課と連携し、ポイント付与の教室等の拡大を検討する。 ・より多くの方に参加していただくため、アプリの導入に向けた準備を行う。
38	適切な性教育・学習機会の提供	学校における性教育については、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を推進する。 また、妊娠前の健やかな生活習慣や命を大切にするための情報提供を行う。	学校教育課	各学校の年間指導計画や発達段階に基づき、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を各学校で実践した。	各学校の年間指導計画等に基づき、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を実践することができた。	今後も各学校の年間指導計画や発達段階に基づき、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を各学校で実践していく。
		健康推進課	健康推進課	・両親学級（9回実施87組参加） 夫や家族の妊娠、子育てに対する理解と協力がもたらえるような妊婦類似体験や、子育て体験等の内容を取り入れられて実施した。 ・学校等性教育（5回 335人） 妊娠前の健やかな生活習慣や命を大切にすることを目的とした。	・両親学級は、参加者のアンケート結果から、夫婦で育児に協力して取り組むなど親としての意識の高揚の場となっている。 ・小中学校と連携した性教育は、望まない若年妊娠や性感染症の理解に繋がっている。学校と役割分担を行い実施することが必要である。	・両親学級は、内容を工夫しながら、継続して実施していく。 ・性教育については、小中学校と連携し、役割を明確にした上で、効果的な実施に取り組む。



【施策の内容】  
②妊娠・出産・育児に関する支援の充実

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
39	妊産婦に対する健康支援、相談体制の充実	安心して子どもを産み育てることができるよう、妊婦健康指導・健康教育・妊産婦訪問指導・相談体制の充実だけでなく、妊産婦への支援プラン作成及び支援体制の構築を図る。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい理解と認識を深めるための情報提供を行う。	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付(交付数807人、妊娠11週までの早期届出92.4%)</li> <li>個別相談を実施した。</li> <li>妊婦健康診査(実受診者数1,244人、14回助成、延べ9,636件受診)</li> <li>妊産婦訪問(訪問件数1,010件)</li> <li>両親学級(87組の夫婦出席)</li> <li>出産後の親子16組が子育ての先輩パパ、ママとして参加した。</li> <li>支援プラン作成(新規4件、継続12件)</li> <li>不妊治療費助成</li> <li>特定不妊治療(30組 47件)</li> <li>一般不妊治療(令和元年10月から助成開始 32組 36件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を実施するため、体制構築に向け課内ケース会議等を利用したタッグ間の情報共有を行うことができた。</li> <li>母子手帳交付時、個別面接を全妊婦に実施し、必要な妊産婦には、アセスメント後、支援プランを作成し、継続的な支援に繋がった。</li> <li>関係機関との連携及び支援体制をさらに充実させていく必要がある。</li> <li>安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進として、これまでの特定不妊治療助成に加えて10月から一般不妊治療助成を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦健康診査、健康教育及び訪問指導等をおこなって相談体制を充実させていく。</li> <li>令和2年度設置の子育て世代包括支援センターを中心に、スタッフ間の情報共有を図り、アセスメントを実施後、必要時支援プランを作成し支援体制を構築していく。</li> <li>不妊治療助成については、医療機関等への協力を依頼し、市民への周知啓発に努める。</li> </ul>
40	子育ての包括的支援	両親、特に母親の育児不安を軽減するため、訪問指導、乳幼児健診、育児相談、子育て支援サービスタなどを充実させ、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を行う。	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>産後間もない産婦の母体の身体機能の回復や授乳状況及び精神状況の把握等の重要性から、新たに産婦健康診査を実施し、産婦健康診査の結果等から支援が必要とされる産婦へ、心身のケアや育児サポート等を受けける産後ケアを開始した。</li> <li>(実績)産婦健康診査296件 産後ケア(宿泊型)3件(訪問型)1件</li> <li>支援が必要な対象者には、保健所、保育園、幼稚園、学校、地域子育て支援センター、民生委員、主任児童委員等と連携を図り、支援を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始にあたり、助産師などの看護職意見交換会(7月)及び母子保健新規事業説明会(9月)を実施し、連携を図った。</li> <li>今後も、関係機関と情報を共有しながら連携を図り、相談体制を充実させていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>八代市保健センター内に設置した子育て世代包括支援センターを中心に、関係機関と連携しながら、訪問指導、乳幼児健診、育児相談、子育て支援サービスタなどを充実させていく。</li> </ul>

			子育てに関する相談窓口や子育て支援サービスについて、周知・広報を行った。 支援が必要な子育て家庭に対して、健康推進課と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。	相談窓口等の更なる周知及び関係機関との連携強化を図る必要がある。	これまで同様、子育てに関する相談窓口や子育て支援サービスについて、周知・広報を行う。 支援が必要な子育て家庭に対して、健康推進課と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。
こども未来課					

【基本的施策】  
(3) 安心して暮らせる環境整備

【施策の内容】

①ひとり親家庭の支援の充実

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
41	ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進、健康保持を図るため、児童扶養手当の支給や医療費助成、保育料の負担軽減などの経済的支援を行う。	こども未来課	令和元年度の取組(受給者(令和元年度末):1556人) ・児童扶養手当の支給(子育て離婚等により児童を養育するひとり親家庭)に対し手当を支給した。 ・ひとり親家庭への医療費助成(受給対象者(R元年度末):4,209人)ひとり親家庭等に対し、医療費の自己負担分の3分の2を助成した。	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題 ひとり親家庭への支援や制度の更なる周知が必要である。	令和2年度以降の取組 ・児童扶養手当の支給や医療費の助成を行い、ひとり親家庭への経済的支援を行う。

42	ひとりの親家庭の自立・就労支援	<p>ひとりの親家庭の就労を支援するため、関係機関と連携し、必要な知識や資格の修得への給付を行うなど、支援を行う。</p> <p>また、母子・父子自立支援員により就労などに関する相談などの自立支援を行う。</p> <p>民生委員・児童委員による見守り活動を実施し、経済的な理由などで孤立する人の把握に努め、必要に応じて行政や関係機関につなぐなど、自立した日常生活を営むための支援を行う。</p>	こども未来課	<p>・市民相談室に母子・父子自立支援員を配置し、自立支援のための就労相談等を実施(相談件数:延272件)</p> <p>・ひとり親家庭等日常生活支援事業(活動件数:延7件)</p> <p>・社会的事由等により、支援が必要な家庭に対し、家庭生活支援員を派遣して子育て支援及び生活援助を行った。</p> <p>・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金(受給者:2人)</p> <p>・講座受講のための費用を支給することにより、主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立促進を図った。</p> <p>・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金(受給者:23人)</p> <p>・資格取得のための訓練に要する費用の一部を給付することにより、ひとり親世帯の就労等による経済的な自立支援を行った。</p>	ひとり親家庭への支援や制度の更なる周知が必要である。	<p>・市民相談室に母子・父子自立支援員を配置し、自立支援のための就労相談等を実施する。</p> <p>・ひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣して、生活援助や子育て支援を行い、生活の安定を図る。</p> <p>・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金及びひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を支給することで能力開発の取組や資格取得を促進し、ひとり親世帯の就労等による経済的な自立支援を行う。</p>
健康福祉政策課	<p>民生委員・児童委員による見守り活動を継続して実施した。子育て・母子保健に係る相談件数は134件であり、地域のひとり親家庭の身近な相談相手となり、支援が必要な方に応じた助言・支援を行った。</p>	<p>【評価】</p> <p>支援を必要とする方の相談相手となり、行政とのパイプ役を担い、地域福祉推進の中心的な役割を果たしている。</p> <p>【課題】</p> <p>地域の福祉需要が多様化・複雑化してきており、ニーズに応じた対応を行うことに対し、各委員の負担が大きくなってきている。</p>	<p>民生委員・児童委員による見守り活動を実施し、経済的な理由などで孤立する人の把握に努め、必要に応じて行政や関係機関につなぐなど、自立した日常生活を営むための支援を行うとともに、相談支援業務を行うために必要な研修会等を実施する。</p>			

【施策の内容】  
②性的指向、性自認に関する理解の促進

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
43	性的指向、性自認に関する理解促進のための啓発	性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるため、啓発を行う。	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>市で所管、使用している様式・申請書の性的別記載欄調査の検討</li> <li>職員向け研修を実施(2回)</li> <li>受講者数:120人</li> <li>窓口等対応事例調査の実施</li> <li>人権おもいやりミニ講座において性的マイノリティに関する研修を実施</li> <li>受講者数:29人</li> <li>性的指向、性自認などの多様な性に関する啓発用ビデオ、DVD等を整備、貸出し</li> <li>対象ビデオ、DVD:6本</li> <li>RI貸し出し実績:7回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性別記載欄調査について検討し、正しい情報や理解促進のため、職員に対しての啓発と、窓口対応の実態把握を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して職員への啓発を行う。</li> <li>窓口等対応事例調査に基づき、当事者が抱える問題、課題への対応を検討する。</li> </ul>
44	性的指向、性自認に関する理解を深めるための学習機会の提供	性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるための学習機会を提供する。	学校教育課  教育サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校において、個性を認める学習機会をとらえて適宜行った。</li> <li>LGBTIに関する研修等に積極的に参加し、研修内容をセンター内で共有することによりサポート事業や相談業務に生かしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権子ども集会・フェスティバルinやつしろではLGBTIについての発表があり、学習を深めることができた。</li> <li>平成31年度(令和元年度)は、LGBTIに関する研修に副所長が参加し、研修内容をサポートセンター内で共有した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、各学校において、個性を認める学習を機会をとらえて適宜行う。</li> <li>本センターが行っているサポート事業や相談事業においてもLGBTI等に配慮した支援相談につながるよう、積極的に研修等に参加し、理解を深めていく。</li> <li>継続して学習機会の提供を行う。</li> </ul>
			人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>性的指向、性自認などの多様な性に関する啓発用ビデオ、DVD等を整備、貸出し</li> <li>対象ビデオ、DVD:6本</li> <li>RI貸し出し実績:7回</li> <li>いっそDEフェスタにおいてLGBTIのワークショップを実施</li> <li>人権おもいやりミニ講座において性的マイノリティに関する研修を実施</li> <li>受講者数:29人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く学習機会の提供を行うことができた。</li> </ul>	

【施策の内容】  
③高齢者・障がい者の社会参画支援

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
45	高齢者・障がい者の社会参加の支援	地域社会で高齢者・障がい者がいきいきと生活できるよう、健康支援（介護予防など）、交流の場・就労情報の提供・支援を行う。	長寿支援課	八代市シルバー人材センターに対し、運営費・事業費を補助すること、会員登録の高齢者の臨時的・短期的な就業機会の確保と活動促進を支援した。 【実績】 登録会員数 1,062名 H30年度 1,163名 R01年度	高齢者が生きがいを持って働くことができているか確保されておらず、また会員登録数も増加している。	八代市シルバー人材センターに運営補助を行うことで、高齢者の就業機会の確保、生きがいづくり及び健康づくりを支援する。 【目標】 登録会員数 1,250名
			障がい者支援課	①就労支援セミナーの開催 期日：令和元年12月13日（金） 場所：八代ハートモ二ホール 参加者：約100人（一般、企業他） 内容：就労継続支援A型、施設外就業事業所による現況報告、体験談 ②八代市障がい者支援協議会就業支援部会の開催 回数：5回／年 内容：就業系事業所の職業指導員及び生活支援員のスキルアップ研修 ③就労相談支援 期日：随時 場所：一般相談支援事業所（3ヶ所）及び障害者就業・生活支援センター（1ヶ所） ④市立八代支援学校における講話 期日：令和元年7月23日（火） 場所：市立八代支援学校 参加者：保護者、就業系事業所他 内容：障害福祉サービスの概要他	①就労支援セミナー 【評価】毎年実施している関係で内容がマンネリ化している。障がい者と企業のニーズに即しているか検証が必要である。 【課題】当事者自身の多くの参加と、障がい者の選択肢が増えるよう一般企業、福祉系企業への積極的な参加を呼び掛ける必要がある。 ②八代市障がい者支援協議会就業支援部会 【評価】障がい者の就労と継続は事業所職員のスキルによる部分が大きく、研修の実施は有効である。 【課題】障がいの特性に合うより実践的な研修が必要である。 ③就労相談支援 【評価】随時、適切に対応できている。 【課題】障がい者に適した就業となるよう関係機関の連携を図る。	①就労支援セミナー 継続して実施するが、障がい者と企業のニーズを分析し、ハローワーク等の機関と連携し取組む。 ②八代市障がい者支援協議会就業支援部会 3障害（身体、知的、精神）に対応できる実践的な研修に取組む。 ③就労相談支援 障がい者に適した就業となるよう関係機関の連携強化を図る。 ④市立八代支援学校における講話 継続して実施する。学校との連携を密にし、保護者のニーズを把握し対応する。 ⑤自動車免許取得・改造支援事業 申請受付方法の変更により適切な給付を行う。あわせて、予算の確保に努める。 ⑥いきいきふくしスポーツ

46	ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進	障がい者の安全・安心な生活環境の確保、社会的自立及び社会参画を推進するため、各種公共施設や道路、住宅などのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進する。	障がい者支援課	住宅改造 3件 (助成額:1,866,000円) 住宅改修 3件 (助成額:434,520円)	障がい者の生活環境の向上に寄与している。	HPへの掲載等、周知方法を検討する。 バリアフリーマップについては、更新方法や利用促進のための方法を再度検討する。	HPや市報で今後も広く参加を呼び掛ける。あわせて、競技内容の見直しを必要に応じて行っていく。
			企画政策課	外部からセミナー開催等の情報提供を関係課がいへ行った。	ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進には、関係部署の認識を深めることが不可欠であり、今後も適切な情報提供に努める。	さらに関係部署の認識を深め、施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を促進する。	
	⑤自動車免許取得助成事業では、2件の助成を実施。 ⑥いきいきふくしスポーツ大会の開催 期日：令和元年6月29日(土) 場所：八代トヨオカ地建アリーナ 参加人数：265名				④市立八代支援学校における講話 【評価】障がい児から障がい者へ切替るサービス利用の周知に役立っている 【課題】保護者のニーズに即しているか精査する必要がある。 ⑤自動車免許取得・改造助成事業 【評価】助成により、障がい者の社会参加や就労に寄与している。 【課題】予算の範囲内の助成のため、対象者が希望通りに助成を受けられないケースがある。 ⑥いきいきふくしスポーツ大会の開催 【評価】参加者全員がスポーツの楽しさを体験し、親睦が深められた。 【課題】障がい者団体に未所属の障がい者も参加しやすい競技や申込方法を更に工夫していく必要がある。		

【施策の内容】  
④各種相談窓口の充実

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
47	人権侵害に関する相談体制の充実	差別や虐待などの人権侵害に関する悩みを持った人を支援するため、関係課かいで連携を図り、相談体制の充実を図る。	人権政策課	・人権センターの人権相談体制の充実 ・実 人権相談員:2名 RI相談件数:326件 ・八代市人権特別相談員の設置 構成:弁護士2名、臨床心理士1名 ・関係課かい、法務局、人権擁護委員、関係機関等との連携 高齢者虐待に関する相談窓口である、長寿支援課、地域包括支援センター、あんしん相談センター間の連携をより一層強化し、対象者が他課の所管でも、速やかに連絡を取り合い、できる限り迅速な対応を実施した。	令和元年度は、より多くの関係団体との連携を強化したことで、迅速な対応を強化したのが、連携の強化を進めたのは公的機関が主であり、今後は民間企業等との連携強化についても進めていく必要がある。	令和2年度以降の取組 継続して実施する。
			長寿支援課	【障がい者虐待防止センター運営】 障がい者虐待に関する相談や通報窓口としての適切な支援、また必要に応じ関係機関との連携を図った。	【障がい者虐待防止センター】 【評価】重大案件はなく、他課との連携も円滑に対応できた。 【課題】虐待の訴えがあった場合に、障がい者と虐待者を切り離すための支援を行う必要があるが、そのような場合に障がいの特性から時間がかかってしまうことがある。支援の適切なタイミングを逃すことなく支援する必要がある。	近年、高齢者虐待のケースで高齢者だけでなく、障がい者や子どもに関わるケースが増えており、より複雑化している。今後も公的機関や民間企業とのネットワークの構築に努め複雑なケースにも迅速に対応できる体制を構築する。
			障がい者支援課	【障がい者虐待防止センター運営】 障がい者虐待に関する相談や通報窓口としての適切な支援、また必要に応じ関係機関との連携を図った。	【障がい者虐待防止センター】 【評価】重大案件はなく、他課との連携も円滑に対応できた。 【課題】虐待の訴えがあった場合に、障がい者と虐待者を切り離すための支援を行う必要があるが、そのような場合に障がいの特性から時間がかかってしまうことがある。支援の適切なタイミングを逃すことなく支援する必要がある。	【虐待防止センター】 一般市民や障がい者等への周知を継続して実施する。 就労系事業所を中心に、虐待防止の周知を徹底する。

				<p>児童虐待やDV被害に対しての相談を受け付け、必要に応じて、関係機関等と連携を図り適切な支援を行った。担当課や市民相談室にて、家庭児童相談員、婦人相談員、母子・父子自立支援員により、家庭や子ども、婦人問題、ひとり親家庭等の相談に応じた。</p>	<p>児童虐待やDV被害に対しての相談を受け付け、必要に応じて、関係機関等と連携を図り適切な支援を行った。担当課や市民相談室にて、家庭児童相談員、婦人相談員、母子・父子自立支援員により、家庭や子ども、婦人問題、ひとり親家庭等の相談に応じた。</p>	<p>現在、子どものいる前で起っている家族間のDVへの対応が増加していることから、婦人相談員と家庭児童相談員の連携をさらに強化する必要がある。</p>	<p>児童虐待等支援が必要となる子育て世帯やDV被害者等の相談に対し、状況に応じて関係機関等と連携を図り、迅速かつ適切な支援を行う。また、市民相談室の各相談員の相談体制の充実、婦人相談員及び児童相談員の連携を強化していく。</p>
--	--	--	--	--	--	---	---

【基本的施策】  
(4) 女性の視点を反映した地域の防災力向上  
【施策の内容】

① 地域防災活動における男女共同参画の推進

施策	具体的施策	取組内容	対象課	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
48	女性の地域防災への参画促進	女性の視点を反映した防災活動を行うため、女性の視点での防災ブックなどの作成、防災訓練への参加呼びかけ、自主防災組織における女性参画の働きかけなどを行う。	危機管理課	危機管理課職員が女性の視点を活かした防災ミニブックの検討会に委員として参加し、作成に協力した。 ・自主防災リーダー育成研修会に女性1名参加。 ・火の国ほうさい塾に女性4名が参加。	自主防災リーダー育成研修会や火の国ほうさい塾に今後女性も参加できるように働きかけを行うことが必要。	自主防災会の各会長へ防災ミニブックを配布する。 自主防災リーダー育成研修会や火の国ほうさい塾の開催。
			人権政策課	「防災ミニBOOK～男女共同参画による地域防災力向上～」の作成、配布、周知 作成部数：1,000部 ・関係課かいつとの連携による働きかけ	関係機関と協力して「防災ミニBOOK」を作成し、関係機関への設置、ホームページや広報誌等での周知を行った。今後も継続した働きかけが必要である。	・防災ミニBOOKを活用したセミナーを開催する。 ・防災ミニBOOKの活用を関係課かいつに働きかける。



49	男女双方の視点での地域防災体制の充実	すべての人が安全・安心して避難できるようにより避難所運営体制の構築、避難所運営に関する学習機会の提供を行う。また、地域における男女共同参画の視点に立った避難所運営のための支援を行う。	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画を見直し、「男女のニーズの違いへの配慮」について追記した。</li> <li>・自主防災会の校区の代表2名を対象に「自主防災会リーダー育成研修会」を4回開催し、避難所運営に関する学習会を実施した。</li> <li>・松高校区を避難所の自主運営のモデルとして協議を進め、令和2年度から自主運営を実施する予定。</li> </ul>	<p>松高校区に避難所の自主運営のモデルになっていただくことになった。避難所運営は職員のみでは対応が難しいため、ほかの校区も避難所の自主運営をしていただくように働きかけをしていく必要がある。</p>	<p>松高校区を避難所の自主運営のモデル校区として運用する。</p> <p>自主防災会の理事会や研修会、住民自治組織の会合等で説明し、協働で行うことの必要性と重要性をご理解いただくように取り組む</p>
			人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「防災ミニBOOK～男女共同参画による地域防災力向上～」の作成、配布、周知</li> <li>・関係課かいとの連携による働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携しながら取り組んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ミニBOOKを活用したセミナーを開催する。</li> <li>・防災ミニBOOKの活用を関係課かいに働きかける。</li> </ul>

基本目標 4  
《推進体制づくり》  
【基本的施策】  
(1) 推進体制の充実・強化  
【施策の内容】  
①市役所内の推進体制の強化

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
50	庁内推進体制の連携・強化	男女共同参画審議会と連携を図り、男女共同参画行政推進委員会の主導のもと、全庁的な連携を図りながら計画を推進する。また、審議会などにおいて女性の意見を反映し、市が企画立案する施策などの実施に当たっては、男女共同参画の視点に十分に配慮する。	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組み状況調査の実施</li> <li>・男女共同参画審議会の開催(1回)</li> <li>・男女共同参画行政推進委員会の開催(1回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全庁的に第2次男女共同参画計画の推進を図ることができたと考ええる。</li> </ul>	継続して実施する。

51	職場におけるボジティブ・アクションの推進	女性の能力活用を図るため、女性職員の職種や職域の拡大、管理職への登用推進、研修機会の拡大などボジティブ・アクションを推進するとともに、毎年度、登用状況調査を行い公表する。また、教育現場では、資質と意欲のある女性教職員の管理職、指導主事などへの登用を促す。	人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性リーダーの育成を図るため、自治大学校や市町村職員中央研修所等の女性幹部養成プログラムへの派遣を継続して実施するとともに、女性職員や管理監督職員の意識改革を図った。</li> <li>・係長職昇任資格試験実施にあたり、女性職員の積極的な受験を促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性リーダーの育成を図るため、自治大学校や市町村職員中央研修所等の女性幹部養成プログラムに対し、合計3名の女性職員を派遣した。女性職員が活躍できる組織風土改革を推進するため、今後も継続して実施する必要がある。</li> <li>・係長職昇任資格試験については、女性職員の積極的な受験を促し、合計24名の女性職員が受験した。今後も継続して受験しやすくなった係長職昇任資格試験を周知するとともに、女性の受験を促していく必要がある。</li> </ul>	女性職員が活躍できる組織風土改革を推進するため、受験しやすくなった係長職昇任資格試験の周知を図るとともに、女性リーダーの育成を目的とした高度な女性幹部養成プログラムへの派遣を継続的に行う。
	学校教育課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・登用状況調査の実施と公表</li> <li>・人事部門と連携し、女性活躍推進研修を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登用状況調査の実施と公表、及び女性活躍推進研修の実施は、職場におけるボジティブ・アクションの推進に繋がったと考える。</li> </ul>	今後、校務分掌において、主任等への任命等を通じて、女性がリーダーシップを発揮できる機会を増やし、女性職員の学	今後、校務分掌において、主任等への任命等を通じて、女性がリーダーシップを発揮できる機会を増やし、女性職員の学
52	男女共同参画の視点に立った行政刊行物などにおける表現の配慮	すべての職員が男女共同参画社会を正しく理解し、常に男女共同参画の視点に立ち職務を遂行できるよう、意識改革を目的とした研修受講機会の充実を図る。また、男女共同参画社会の理念や男女共同参画の意義などについて職員に周知を行う。	人権政策課	人事部門と連携し、職員の意識改革を目的とした研修を実施	研修を通して、男女共同参画の正しい理解に繋がったものと考ええる。	継続して実施する。

53	市の施策に対する苦情への対応	市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情に関して男女共同参画専門委員を配置して対応する。	人権政策課	男女共同参画専門委員の配置とホームページ、市報による周知弁護士2名、臨床心理士1名	苦情対応の体制を整備し、広く周知している。	継続して実施する。
----	----------------	--	-------	---	-----------------------	-----------

【施策の内容】

②市職員の意識改革

施策	具体的施策	取組内容	対象課	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
54	女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	特定事業主行動計画に基づき、市内での女性の活躍推進に資する取組みを進める。	人事課	女性を対象とした「女性活躍推進研修」を実施し、育児や介護などのライフイベントを想定したキャリア形成についての知識の習得を図った。その他、情報提供や意識啓発を図った。	女性の職場における活躍を推進するため、現職の女性係長を講師として「女性活躍推進研修」を実施し、62人の受講があった。アンケートでは有意義な研修であったとの回答が多く、今後も継続実施が必要であると考ええる。	女性活躍の更なる推進のため、引き続き、研修受講機会の提供や、情報提供を継続的に実施していく。
55	職場におけるハラスメントの予防	ハラスメントのない職場づくりのために、職場におけるハラスメントの防止などに関する要項に基づき、職員への意識啓発を行う。	人事課	各部署において「各種ハラスメント防止のための行動計画」と「各種ハラスメント防止取組チェックシート」を作成するとともに、集合研修においてハラスメント防止研修を実施した。相談窓口を人事課、人権政策課、両組合に設置し相談しやすい体制を継続している。	全課から「各種ハラスメント防止のための行動計画」と「各種ハラスメント防止取組チェックシート」の提出を義務付けるとともに、ハラスメント防止研修には96人の受講があった。引き続き、ハラスメントの無い職場を目指すためにハラスメント防止に関する研修を計画的に実施し、情報共有と徹底した意識啓発を図っていく。	ハラスメントの無い職場を目指すために、ハラスメント防止に関する研修を計画的に実施し、情報共有と徹底した意識啓発を図る。

56	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	男性職員の育児・介護休暇などの取得促進を図るとともに、多様な働き方に対する相互理解を深め、「仕事と生活の調和」を「男女共同参画社会づくり」を意識した職場形成を図る。	人事課	職員向けの掲示板を活用し、取得できる育児関係休暇等の紹介や配偶者の出産の機会を促えた周知資料を配布し、職員に対し、情報提供、意識啓発を図った。	職員向けの掲示板を活用し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の更なる推進をテーマとした資料を配布した。男性職員の育児休業取得割合については約14.3%と、目標(10%)を達成した。今後も継続して目標を達成できるように周知していきたい。	引き続き、適正な時間外勤務の運用、年次有給休暇等の計画的な取得、育児休業制度等の活用及び介護休暇制度等の活用について職員に対する周知を行い、意識啓発を図る。
----	-----------------------	--	-----	---	--	--

【施策の内容】  
③計画の適正な推進のための進行管理

施策	具体的施策	取組内容	対象課	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
57	男女共同参画計画の進行管理	男女共同参画計画を計画的かつ効果的に推進するため、市役所内の推進組織である八代市男女共同参画行政推進委員会や八代市男女共同参画審議会において実施状況を定期的に検証し、進捗状況を明らかにする。	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>全庁的に計画を周知、各施策の推進について協力を依頼</li> <li>各施策の進捗状況を調査</li> <li>男女共同参画審議会の開催(年1回)</li> <li>男女共同参画行政推進委員会の開催(年1回)</li> <li>年次報告書を作成、公表</li> </ul>	平成26年度～30年度実施の「八代市男女共同参画計画(後期計画)」について、成果などの評価を行い、令和元年度開始の「第2次八代市男女共同参画計画」の取組みの設定を行った。	令和2年度以降の取組を継続して的確な進捗管理を行っていく。

【施策の内容】  
④国・県・他自治体との連携強化

施策	具体的施策	取組内容	対象課	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
58	国・県・他市町村との連携及び情報交換	市の男女共同参画の推進に当たっては、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画との整合を図るとともに、国・県・他市町村との共同による事業の実施や情報交換などの連携を図る。	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県主催「市町村男女共同参画行政担当課長等会議」へ出席</li> <li>県主催「八代・芦北地域男女共同参画地域連絡会議」へ出席</li> </ul>	令和元年度「市町村男女共同参画行政担当課長等会議」へ出席 県、他市町村と情報交換を行うことができた。	令和2年度以降の取組を継続して参加していく。

【基本的施策】  
 (2) 市民・各種団体などとの協働による推進

【施策の内容】

①市民活動団体の育成及び支援

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
59	男女共同参画推進に関する取組みへの活動支援	男女共同参画を推進する活動を行っている市民、団体及びその集まりである八代市男女共同参画社会づくりネットワークの活動を支援するとともに、ネットワーク活動がさらに充実するよう、会員の拡大を働きかける。	人権政策課	・八代市男女共同参画参画社会づくりネットワークの事務局として、いっそDEフェスタ、会員学習会の開催などの活動支援 ・会員拡大の推進 RI新規加入者:2名 全会員数:15団体、14個人	八代市男女共同参画参画社会づくりネットワークと協働で、充実した取り組みを実施することができた。	さらに活動の充実を図るよう、継続して実施する。

【施策の内容】

②男女共同参画活動の拠点づくり

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
60	拠点施設の機能充実	男女共同参画に関する情報発信や啓発、相談などの機能を備えた活動拠点として、人権啓発センターの機能の充実を図る。	人権政策課	・人権啓発センターにおいて、資料の設置や、男女共同参画も含めた相談業務の実施 関係相談件数:3件 ・ビデオ、DVD、図書の設定と貸し出し 対象ビデオ: DVD:34本 RI貸し出し実績:32回	人権啓発センターにおいて、男女共同参画に関する情報も含めた啓発・相談業務を行った。	継続して実施する。

【施策の内容】

③団体などとの連携

施策	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元年度の取組	令和元年度の取組に関する各課の評価と課題	令和2年度以降の取組
61	団体・事業所・関係機関との連携強化	老人会、地域婦人会、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員会、PTA及び事業所などとの連携強化を図るとともに、連携を行う。	人権政策課	・民生児童委員会や婦人会等と連携した「いっそDEフェスタ」の開催 ・イベント、研修会などの情報提供 ・八代市男女共同参画参画社会づくりネットワークへの事業所の加入促進	団体、事業所、関係機関とイベント、研修会などで連携を図るとともに、情報提供などを行った。	継続して実施する。

長寿支援課	市老人クラブ連合会が主催するシルバークラブ講習会に講師として出席し、講習会修了者が一人暮らし等の高齢者宅を訪問し、相談相手や生活援助活動を支援。 実施日 6月28日(金) 会場 やつしろハーモニーホール 会議室 参加者 60名	シルバークラブ会員がひとり暮らしの高齢者等を訪問し、話し相手や安否確認を行う地域の互助活動でもある。 その活動人員の増加を図るために、事業の母体となる老人クラブ会員増加に向けた取り組みを支援する必要がある。	市老人クラブ連合会が主催するシルバークラブ講習会に講師を派遣する等の支援を行い、講習会修了者が一人暮らし等の高齢者宅を訪問し、相談相手や生活援助活動を行えるよう支援する。 実施予定日 6月 参加予定者 100名
生涯学習課	各種団体と連携し、まなびフェスタやつしろを開催し、講演会や家庭教育学級による事例発表、各種団体の成果発表・活動報告展示等を行った。 参加者：約1,000名	各種団体等と連携して開催することで、世代間・地域間交流の活性化に繋がった。	各種団体と連携し、まなびフェスタやつしろを毎年開催し、世代間・地域間交流を活性化し、より良い人づくり、まちづくりにつなげていく。
健康福祉政策課	定例(毎月開催)の民生委員・児童委員協議会会長会や研修会(随時)等において、情報の共有化を図り、連携を強化した。	【評価】 情報共有や連携強化を図ることで、地域福祉推進の円滑かつ適切な活動の実施につながると考える。 【課題】 個人情報保護の意識が高まる中、個人情報取扱に より一層の配慮が求められる。	定例(毎月開催)の民生委員・児童委員協議会会長会や研修会(随時)等において、情報の共有化を図り、連携の強化を行う。
商工政策課	関連する取組について、事業所等に対し、情報提供を行った。	可能な範囲でより効果的な対応を心がけた。	関連する取組について、事業所等に対し、情報提供を行う。
農林水産政策課	具体的な事業の実施なし		
水産林務課	『あなたもできる！小料理屋の女将さん直伝「やつしろの地魚料理教室」』を開催し、フイレから手軽にさつと美味しい魚料理を作ること、手間もかかり敬遠されがちな魚食について情報を発信し普及に努めた結果、定員20名の参加応募は即満席となった。 また、エコエイト環境フェスタにおいて、八代市沿岸漁業振興協議会及び八代市内水面振興協議会で開催し、魚食普及を行った。チヌのから揚げ、たこ焼きの調理販売については、漁協の女性職員の参加が得られた。	料理教室については、アンケート調査の結果、参加者の反応は大変よく好評だったが、レシピを講師に依頼したこともあり、魚以外の食材にも経費が嵩んだ。 また、出店に際し男性と女性の役割分担と連携がうまく図れていた。	魚のさばき方教室や料理教室は大変好評であり今後も継続していく。 また、各種イベントについても女性の参加を働き掛けていく。

# IV

---

令和元年度男女共同参画推進室の事業実績

男女共同参画推進室の活動経過

期 日	内 容	詳 細	備 考
H31. 4. 18	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク役員会	(1) 総会案件について (2) いっそ DE フェスタ 2019 決算について (3) その他	
R1. 5. 16	令和元年度八代市男女共同参画 社会づくりネットワーク通常総会	(1) 平成 30 年度事業報告について (2) 平成 30 年度決算報告・監査報告について (3) 令和元年度事業計画（案）について (4) 令和元年度予算（案）について (5) 会則の一部改正について (6) その他	
R1. 6. 13	いっそ DE フェスタ準備委員会	・スケジュールについて ・予算について ・講師、プログラムについて	
R1. 6. 23 ～6. 29	男女共同参画週間	広報やつしろ・市ホームページにて周知 各支所、コミュニティセンターにてポスター掲示	
R1. 6. 28	アドバイザー派遣事業	内容：デート DV 予防講座 講師：西村洋子 氏(八代市人権相談員)	会場：市内中学
R1. 7. 4	「女性の視点を活かした防災ミニ ブック(仮称)」第 1 回検討会	・議題 ①作成スケジュールについて ②タイトルについて ③記事項目について	会場：千丁支所 第 2 会議室 参加者：検討委員会委員 7 名 オブザーバー 3 名
R1. 7. 11	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク 7 月定例会・学習会 いっそ DE フェスタ準備委員会	◆定例会 ・学習会（啓発活動チーム） ジェンダーかるたを使ったワークショップ	



		◆準備委員会	
		・講師選定について	
		・プログラム企画内容について	
		・その他	
R1.8.5	令和元年度 八代市男女共同参画 審議会	・議題①八代市男女共同参画計画(後期計画) の統括について ②第2次八代市男女共同参画計画につ いて ③男女共同参画推進室の取組みにつ いて	会場：千丁支所 2階 大会議室
R1.8.18	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク会員学習会 (研修親睦チーム)	演題：「人生100年時代 自分のライフデザイン を考えよう」 講師：塚本 薫氏(きらり.コーポレーション 代表取締役)	会場：やつしろ ハーモニーホール 研修室
R1.8.21	令和元年度八代市男女共同参画 行政推進委員会	・議題 ①八代市男女共同参画計画(後期計画) の総括について ②第2次八代市男女共同参画計画につ いて ③男女共同参画推進室の取組みにつ いて	会場：鏡支所 3階 大会議室
R1.9.12	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク9月定例会および いっそDEフェスタ実行委員会	◆定例会 ・研修親睦チームにより開催された会員学習会に ついて(8/18開催) ・会員拡大中間報告会について(会員拡大チーム) ・その他 人権子ども集会フェスティバル in やつしろへ のバザー部門への参加について ◆実行委員会 ・講師依頼について	

		・ワークショップ内容、タイムスケジュール等 について	
R1. 9. 26	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク会員拡大中間報告会 &親睦会	・参加者 12名	会場：CATARRATTO 本町一丁目 10-38
R1. 10. 11	防災ミニブック第2回検討会	・議題 ブック素案について	会場：千丁支所 2階大会議室 参加者：検討委員会委員 オブザーバー
R1. 10. 17	いっそDEフェスタ実行委員会	・オープニングについて ・ワークショップについて ・広報等について ・その他	会場：やつしろ ハーモニーホール 大会議室
R1. 10. 31	男女共同参画推進セミナー第1回	「上手なセルフコントロール」 講師：ファイアースポット代表 桑原たか子 氏 参加者：18名	会場：やつしろ ハーモニーホール 大会議室
R1. 11. 9	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク 研修親睦会	◆学習会（研修親睦チーム主催） ・まちづくり出前講座(こいこい通り整備事業 について) ・八代城跡お堀舟めぐり 等 (参加者：8名)	会場：こいこい通り 八代城跡お堀
R1. 11. 12	男女共同参画推進セミナー第2回	「身近な課題発見、解決手法」 講師：ファイアースポット代表 桑原たか子 氏 参加者：8名	会場：やつしろ ハーモニーホール 大会議室
R1. 11. 12	アドバイザー派遣事業	内容：デートDV防止教育 講師：西村洋子 氏(八代市人権相談員)	会場：市内中学校

R1. 11. 14	八代市男女共同参画社会づくり	◆定例会	
	ネットワーク 11 月定例会	・ 11/9 研修親睦会内容報告	
	いっそ DE フェスタ実行委員会	・ 人権子どもフェスティバルへの参加について	
		・ その他	
		◆実行委員会	
		・ ワークショップの進捗状況について	
		・ 広報、動員の具体的方法の検討について	
		・ その他	
R1. 11. 28	男女共同参画推進セミナー第 3 回	「チームマネジメントとリーダーシップ」	会場：やつしろ
		講師：ファイアースポット代表 桑原たか子 氏	ハーモニーホール
			大会議室
R1. 12. 4	八代市男共同参画推進情報誌	記事内容：「第 24 回全国女性消防操法大会 祝優	町内回覧にて周知
	『Mi☆Rai』2020/1/1 号発行	勝八代市本部女性消防隊」「第 2 次八代市男女共	
		同参画計画策定しました」ほか	
R1. 12. 25	防災ミニブック第 3 回検討会	・ 議題 ① デザインの決定について	会場：千丁支所
		② ミニブック原稿について	2 階大会議室
		③ タイトルの決定について	参加者：検討委員会委員
			オブザーバー
R2. 1. 16	八代市男女共同参画社会づくり	◆定例会	
	ネットワーク 1 月定例会	・ 各チームの現況報告、調整事項等協議	
		・ その他	
	いっそ DE フェスタ 2020	◆実行委員会	
	実行委員会	・ チラシ、ポスター配布	
		・ ワークショップ等について(レイアウト等)	
		・ 当日タイムスケジュール、役割分担等について	
		・ その他(講師の田中俊之さんについて情報共有)	
R2. 1. 31	防災ミニブック第 4 回検討会	・ 書面会議 内容最終確認	

R2.2.9	『いっそ DE フェスタ 2020』開催	◆講演会	会場：やつしろ
		「女だけじゃない 男だって辛いんだ！」	ハーモニーホール
		～男性学の視点から男女共同参画を考える～	
		講師 田中俊之 氏（社会学者）	
		◆ワークショップ、展示	
		◆いっそDEマルシェ	
		◆おいしいもの直販会	
		◆女性のための法律相談会	
R2.2.13	アドバイザー派遣事業	内容：デートDV防止教育	会場：市内高校
		講師：西村洋子 氏（八代市人権相談員）	
R2.2.28	アドバイザー派遣事業	内容：性に関する授業（デートDV防止教育）	会場：市内中学校
		講師：西村洋子 氏（八代市人権相談員）	
R2.3月	八代市男女共同参画社会づくり	※新型コロナウイルス感染防止のため開催延期	
	ネットワーク3月定例会及び	（時期未定）	
	いっそ DE フェスタ 2020		
	実行委員会		
随時	八代市男女共同参画専門委員による苦情等の処理	弁護士2名・臨床心理士1名 委嘱	相談件数 0
随時	相談業務	八代市人権啓発センター人権相談員による	
随時	広報やつしろおよび八代市ホームページに記事掲載	熊本県主催事業実施周知及び参加募集、市主催事業の実施周知及び参加募集等広報・啓発	
随時	エフエムやつしろ「やつしろインフォメーション」出演	男女共同参画推進セミナーおよびいっそ DE フェスタ開催周知および参加者募集	
随時	八代市女性人材リスト 登録受付	市の審議会・委員会等方針決定の場への女性参画促進のためリストを作成し、登録募集	現在 33 名

## 男女共同参画に関する推進事業

事業名	男女共同参画推進セミナー		
計画位置づけ	基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり 1 あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画 4 地域社会における男女共同参画の推進		
目的	女性のエンパワーメンを支援するためのセミナーを開催し、あらゆる分野での女性の活躍を推進する。女性の審議会等への登用促進。		
実施日時	令和元年10月31日(木)、11月28日(木) 14:00~16:00 11月12日(火) 19:00~21:00		
場所	やつしろハーモニーホール 大会議室		
参加人数	延べ 39人	募集対象	市内在住又は市内に通勤・通学する18歳以上
タイトル	男女共同参画推進セミナー(3回)		
実施日	テーマ	内容	講師
10月31日(木)	「上手なセルフコントロール」	ストレスのかからない伝え方・話し方のコツを学ぶ	ファイアー スポット 代表 桑原たか子
11月12日(火)	「身近な課題発見、解決手法」	ワークショップを織り交ぜ、論理的思考のスキルアップを目指す	
11月19日(月)	「チームマネジメントとリーダーシップ」	リーダーシップを取るための5つのスキルを学ぶ	
アンケート満足度	期待以上+期待 72.0%、どちらともいえない 28.0%		



## 男女共同参画に関する啓発事業

事業名	アドバイザー派遣事業
計画位置づけ	基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり 基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり 1 女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶
目的	(1) 男女共同参画意識の高揚 ・地域、職場、学校などの団体等が主催する講座、研修会などに講師を派遣し、啓発活動等を支援する。 (2) デートDV防止教育 ・若年層、特に中高生のデートDVを防止するため、学校における教育・啓発活動を強化する。
実施日	(1) デートDV防止教育 6月28日、11月12日、2月13日、28日、
参加人数	(1) デートDV防止教育 合計 510人(4校)
アンケート理解度	【デートDV防止教育】4校平均 よく理解できた74.6% 少しは理解できた23.8% あまり理解できなかった1.6%

事業名	男女共同参画情報誌「Mi☆Ra i 第16号」発行
計画位置づけ	基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり 1 意識改革のための広報・啓発の推進
目的	・男女共同参画情報誌を発行、世帯回覧にて情報提供し、市民へ男女共同参画に関する啓発を行う。
発行内容	・広報やつしろ令和元年12月1日号配布と同時期に、世帯回覧。 ・A4版 4ページ 1色刷り

事業名	いっそDEフェスタ 2020 開催		
計画位置づけ	基本目標 1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり 1 意識改革のための広報・啓発の推進 ① 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進		
目的	・市民を対象にしたイベント、講演会、講座等を開催し、男女共同参画に関する啓発を図る。		
実施日時	令和2年2月9日(日) 13:00~16:00		
場所	やつしろハーモニーホール 市民ホールほか		
参加人数	講演会 200人 フリーマーケット・ワーク ショップ・販売 300人	実施方法	いっそDEフェスタ実行委員会に委託し、市民との協働により開催
≪イベント概要≫ ステージイベント(市民ホール) 開場 12:30 開演 13:00			
13:00~13:30	オープニング	・主催者挨拶 (市長・実行委員会委員長挨拶) ・高校生による演劇 若者の主張~男女共同参画編~ 『プロジェクト・インターン』	
13:30~15:00	講演会	『女だけじゃない、男だって辛いんだ!』 ~男性学の視点から男女共同参画を考える~ 講師:田中俊之氏(社会学者)	
各種イベント(多目的ホール、1Fロビー、3F会議室・研修室)			
10:00~12:00	ワークショップ/展示	・家族でバレンタイン料理教室(要予約とした) ・ジェンダーかるたで楽しく遊ぼう (かるた販売も) ・エスペラント語であいさつしよう ・いぐさで遊ぼう! リースづくり ・ほのぼのフォトグラフ	
10:30~16:00	いっそDEマルシェ	ハンドメイド品を作成している女性の起業支援として開催(12店舗出店)	
10:30~16:00	販売(14時迄やつしろマルシェさんに協力いただいた)	惣菜等の販売(やつしろマルシェより、米粉ワッフル・コーヒー・ぶえん寿司・カレー等)	
10:00~12:00	LGBT教材映画『私はわたし』上映&LGBTを語ろう	DVDを観賞後、参加者みんなで想いを語る要予約とした	
10:00~15:30	気軽によろず法律相談 (1Fロビー) 女性のための無料法律相談会 (3F会議室)	熊本県弁護士会に依頼 無料法律相談会は要予約とした	
アンケート満足度	【講演会】とても良かった70%、良かった23%、あまりよくなかった1% 【ワークショップ】とても良かった45%、良かった33%、ふつう22% 【いっそDEマルシェ】とても良かった24%、良かった64%、ふつう12%		



# V

---

データでみる八代市の男女共同参画の状況

## 八代市における審議会等委員への女性の登用状況調査

(令和2年3月31日現在)

### 1. 審議会等への女性の登用状況

#### (1) 地方自治法第180条の5に基づく委員会(委員会数6)

委員会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
教育委員会	4	2	50.0
選挙管理委員会	4	0	0.0
公平委員会	3	1	33.3
監査委員	3	0	0.0
農業委員会	47	3	6.4
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
小計①	64	6	9.4

#### (2) 地方自治法第202条の3に基づく審議会(審議会数31)

	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
小計②	469	148	31.6

	委員総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)
合計(①+②)	533	154	28.9

#### (3) その他要項等に基づく委員会、協議会、懇話会等(委員会等数31)

委員会、協議会、懇話会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
小計③	464	155	33.4

※(1)(2)(3)の合計(審議会等数68)

合計	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
計(①+②+③)	997	309	31.0

### 2. 女性議員

区分	現員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
八代市議会	28	1	3.6

### 3. 女性職員の役職登用状況 (※各種委員会を含み、現業職員を除く)

(令和2年4月1日現在)

	職員総数	課長級以上	補佐級	係長級	役付計
職員総数(女性+男性)	1091	125	251	105	481
女性の数	437	12	58	39	109
女性の割合(%)	40.1	9.6	23.1	37.1	22.7

### ○八代市における審議会等委員への女性の登用状況

	地方自治法第180条の5 に基づく委員会 ①			地方自治法第202条の3 別表7による審議会 ② ※広域を含まない			合計 ①+②			その他要項等による 委員会、審議会、協議 会等 ③			合計 ①+②+③		
	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)
H27.3.31	55	5	9.1	552	176	31.9	607	181	29.8	360	128	35.6	967	309	32.0
H28.3.31	53	4	7.5	575	184	32.0	628	188	29.9	343	118	34.4	971	306	31.5
H29.3.31	53	4	7.5	493	159	32.3	546	163	29.9	455	138	30.3	1,001	301	30.1
H30.3.31	53	5	9.4	480	139	29.0	533	144	27.0	424	152	35.8	957	296	30.9
H31.3.31	64	6	9.4	460	144	31.3	524	150	28.6	457	153	33.5	981	303	30.9
R2..3.31	64	6	9.4	469	148	31.6	533	154	28.9	464	155	33.4	997	309	31.0

### ○八代市の女性職員の役職登用状況

	全 体			課長級以上			補佐級			係長級			役付総数		
	職員総 数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)
H27.4.1	1,068	398	37.3	147	14	9.5	203	51	25.1	87	17	19.5	437	82	18.8
H28.4.1	1,083	417	38.5	138	13	9.4	212	50	23.6	90	25	27.8	44.0	88	20.0
H29.4.1	1,090	422	38.7	137	10	7.3	219	49	22.4	85	26	30.6	441	85	19.3
H30.3.31	1,100	439	39.9	109	7	6.4	228	43	18.9	79	30	38.0	416	80	19.2
H31.3.31	1,093	436	39.9	107	7	6.5	240	57	23.8	119	40	33.6	466	104	22.3
R2.3.31	1,091	437	40.1	125	12	9.6	251	58	23.1	105	39	37.1	481	109	22.7

### ○八代市の新規採用職員の採用状況

	総 数	女 性 の 数	女 性 の 割 合	職種ごとの女性の数 ( )は男性の数												
				事務 職	技術 職	保 育 士	教 諭 幼 稚 園	保 健 師	看 護 師	技 師 臨 床 検 査	精 神 保 健 福 祉 士	衛 生 士 歯 科	栄 養 士 管 理	福 祉 士 社 会	学 芸 員	
H27 年度	20	12	60.0	6(3)	1(5)	2(0)		1(0)						1(0)		1(0)
H28 年度	36	20	55.6	11(9)	1(7)	2(0)	0(0)	2(0)	1(0)						2(0)	1(0)
H29 年度	42	19	45.2	10(18)	1(4)	4(0)	3(0)	0(0)	0(0)						1(0)	0(1)
H30 年度	45	25	55.6	12(15)	2(5)	5(0)	1(0)	3(0)	0(0)						1(0)	1(0)
H31 年度	36	15	41.7	6(13)	0(7)	5(1)	2(0)	1(0)	0(0)						1(0)	
R2 年度	27	12	44.4	5(7)	1(7)	4(0)	0(0)	2(0)	0(0)			0(1)				

# VI

---

資 料

# 八代市男女共同参画推進条例

平成 17 年 8 月 1 日  
条例第 8 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する施策（第 10 条—第 13 条）
- 第 3 章 八代市男女共同参画審議会（第 14 条・第 15 条）
- 附則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を謳っている。にもかかわらず、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

八代市は、伝統的な保守性と進取の精神が対峙し、又は包容しながら誇るべき歴史と文化を培ってきた。

しかしながら一部ではあるが、閉鎖的、排他的な気風と慣習が残り、男性を中心とする意識や、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が今なお存在している。また、市民生活のさまざまな場面において、女性は控えめであることが求められ、女性自身もまたこれを容認する傾向が残っている。

このような状況を踏まえ、すべての「ひと」男女が、社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、自分らしく個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任も分かち合い、幸せな生活が送れるまちの実現をめざして、ここにこの条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、実現すべき姿の達成に向けて、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (3) ジェンダー 男女の役割を固定的に捉える社会的、文化的に培われ形成されてきた性別をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応によって不利益を与える行為をいう。
- (5) 積極的格差是正措置 第 1 号に規定する機会についての男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （基本理念）

第3条 男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が共に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動を円滑に行うことができるよう配慮されること。  
(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
  - ア 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、それをみんなが認め合う充実した家庭生活が営まれること。
  - イ 「男らしさ」「女らしさ」という観念にとらわれず、「その人らしさ」を尊重しあう家庭になること。
- (2) 職場において実現すべき姿
  - ア 育児休業や介護休業を男女とも取得できる環境が整い、仕事と家庭がゆとりをもって両立できるようになること。
  - イ 採用、配置、賃金、昇進等の男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮され、ジェンダーにとらわれない生き生きとした職場になること。
  - ウ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境がつくられること。
- (3) 学校において実現すべき姿
  - ア 教育のあらゆる分野で、「男の子だから」「女の子だから」ではなく、個性を尊重し能力を発揮できる教育が進むこと。
  - イ 男女共同参画の推進について指導者の研修の機会が増進されること。
- (4) 地域において実現すべき姿
  - ア 古い慣習やしきたりにとらわれず、人権が尊重され、差別のない心豊かな地域がつくられること。
  - イ 男女が対等に地域活動に参画することにより、住みよい地域づくりに貢献できること。  
(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「施策」という。)を総合的に策定し、計画的にこれを実施しなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、男女共同参画に関する教育の推進、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、国、県、他の地方公共団体その他関係団体(事業者を含む。)との連携に努めなければならない。  
(市民の責務)

第6条 市民は、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる場において、自ら進んで男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。  
(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、率先して男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。  
(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 公衆に表示する情報を発信しようとするものは、性別による役割分担の固定化又は女性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する施策

(行動計画)

第10条 市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を聴くとともに、八代市男女共同参画審議会に意見を求めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(男女共同参画週間)

第11条 市は、市民の間に広く男女共同参画について関心と理解を深め、男女共同参画の推進に関する活動への積極的な参加を促すため、八代市男女共同参画週間(以下「男女共同参画週間」という。)を設ける。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組みを積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情等の処理)

第12条 市民又は市内に在勤する者若しくは在学する者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害されたことについて苦情又は相談(以下「苦情等」という。)があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出について、関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

3 市長は、前項に規定する事務を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するほか、必要な体制の整備を行うものとする。

4 前項の機関は、第1項の規定により施策についての苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて市長に対し説明及び関係資料の提出等を求め、必要があると認めるときは、勧告等を行うことができる。

5 第3項の機関は、第1項の規定により人権を侵害されたことについての苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて関係者に対し、その協力を得た上で資料

の提供及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うとともに、市長に対して勧告するよう求めることができる。

(年次報告)

第 13 条 市長は、毎年度男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

### 第 3 章 八代市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 14 条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、八代市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が適当と認める者

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八代市男女共同参画推進条例(平成 13 年八代市条例第 31 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。



八代市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 8 月 1 日  
規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八代市男女共同参画推進条例(平成 17 年八代市条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の処理)

第 2 条 条例第 12 条第 3 項に規定する機関として男女共同参画専門委員(以下「専門委員」という。)を置く。

- 2 専門委員は 3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。
- 4 専門委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 専門委員は、再任されることができる。
- 6 市長は、専門委員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は専門委員に職務上の義務違反その他専門委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務等)

第 3 条 専門委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第 12 条第 4 項又は第 5 項の規定により、苦情等の申出について調査し、助言、是正の要望、勧告等を行うこと。
- (2) 前号に規定する職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。
- 2 専門委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。
- 3 専門委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行う。
  - (1) 職務の執行の方針に関する事項
  - (2) 職務の執行の計画に関する事項
  - (3) その他専門委員が合議により処理することが適当であると認められる事項
- 4 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(苦情等の申出)

第 4 条 条例第 12 条第 1 項の規定による申出は、書面(様式第 1 号)により行うものとする。ただし、専門委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

- 2 前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、専門委員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第 5 条 専門委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁判等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の紛争の解決の援助の対象となる事項
  - (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
  - (5) 条例又はこの規則に基づく専門委員の行為に関する事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、専門委員が調査することが適当でないと認める事項
- 2 専門委員は、条例第12条第1項の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された旨の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以降にされたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
  - 3 専門委員は、前2項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面(様式第2号)により通知するものとする。  
(調査開始の通知等)
- 第6条 専門委員は、条例第12条第1項の規定による申出について調査を開始するときは、市長又は関係者に対し、その旨を書面(様式第3号)により通知するものとする。ただし、人権侵害の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。
- 2 専門委員は、条例第12条第4項又は第5項の規定により、市長又は関係者に対し説明及び関係資料の提出等を求めるときは、書面(様式第4号及び第5号)により依頼するものとする。  
(調査結果等の通知等)
- 第7条 専門委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し書面(様式第6号)により通知するものとする。この場合において条例第12条第4項の勧告等又は同条第5項の助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。
- 2 専門委員は、申出について調査が終了した場合において、条例第12条第4項の勧告等又は同条第5項の助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第1項の規定により調査開始の通知をした市長又は関係者に対し、書面(様式第7号)により通知するものとする。  
(勧告、意見表明及び助言)
- 第8条 専門委員は、条例第12条第4項の申出について調査した結果、必要があると認めるときは、市長に対し、同項の勧告のほか、意見表明又は助言をするものとする。
- 2 条例第12条第4項の勧告又は前項の意見表明若しくは助言は、書面(様式第8号)により行うものとする。  
(助言、是正の要望等)
- 第9条 専門委員は、条例第12条第5項の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した文書の交付を求められたときは、書面(様式第9号)により交付するものとする。
- 2 条例第12条第5項の是正の要望等は、書面(様式第10号)により行うものとする。
  - 3 専門委員は、市長に対して条例第12条第5項の勧告を求めるときは、書面(様式第11号)により行うものとする。
  - 4 市長は、前項により勧告を求められた場合において、必要があると認めるときは、書面(様式第12号)により勧告するものとする。  
(是正その他の措置の報告)
- 第10条 専門委員は、条例第12条第4項の勧告又は第8条第1項の意見表明を行ったときは、市長に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告(様式第13号)を求めるものとする。

(処理状況報告書)

第 11 条 専門委員は、毎年度 1 回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、これを公表するものとする。

(審議会)

第 12 条 条例第 14 条に規定する八代市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 行動計画の策定に関する事項
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の評価に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

2 審議会は、前項に定める事項について市長に意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第 13 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 14 条 会議は会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(窓口)

第 15 条 条例第 12 条第 1 項に規定する苦情等の申出の受付及び審議会の庶務については、市民環境部人権政策課において処理する。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八代市男女共同参画推進条例施行規則(平成 14 年八代市規則第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 25 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日規則第 6 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 10 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式(省略)

## 八代市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和元年8月5日～令和3年8月4日（2年間）又は

任期：令和2年11月24日～令和3年8月4日（山本委員）

	氏名	
副会長	こが けいこ 古閑 啓子	
委員	こが のりつぐ 古賀 倫嗣	学識経験者
委員	さわ まゆみ 澤 真由美	
委員	もりした きみこ 森下 貴美子	
会長	しげもと きみしげ 重本 公茂	学識経験者
委員	ふくだ さちよ 福田 幸代	
委員	ながよし よしあき 永吉 功明	
委員	やまもと まさこ 山本 雅子	
委員	かめだひろこ 亀田 宏子	
委員	よしだ ゆき 吉田 友紀	
委員	さくらい ゆきえ 櫻井 幸枝	学識経験者
委員	やまぐち こうじ 山口 孝二	

## 男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2020/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
1	八代市女性模擬議会	女性模擬議会の記録	120	記録として (男女共同参画)	記録	一般	
2	山田家の食卓	---	45	男女共同参画	--	--	
3	ドメスティックバイオレンス 家庭内における女性と子どもへの影響	児童虐待がここ 10 年 10 倍以上に増え続けている。今、子ども達に何が起きているのか。その原因はドメステックにあるとされている。ドメステックバイオレンスの女性と子どもへの影響について、福祉に携る現場の方々のお話を交えて考える。	25	DV	学習	一般	1988 年作
4	ドメスティックバイオレンス どうして私を殴るのですか ～妻や恋人への暴力は犯罪です～	夫や恋人からの暴力・・・ドメステックバイオレンスについての解説や女性へのアドバイス	25	DV	学習	一般	
5	さよなら！職場の セクシュアルハラスメント	職場の効率的運営から見ても見逃せないセクハラ。その防止への取組みをドラマ形式で説明。	27	セクシュアルハ ラスメント	学習	一般	1998 年作
6	根絶！夫からの暴力'04 (改訂版)	平成 13 年 4 月配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定された。夫からの暴力に悩む女性を主人公にしたドラマを通して、それがどのような法律であるか、実際暴力を受けている人を保護するためにどのような政策がなされているかを紹介する。「配偶者暴力防止法」が改正されたことを受けて一部改定したものである。	27	DV	ドラマ	一般	2004 年作
7	21 世紀はみんなが主役 男女共同参画社会基本法 のあらまし	①男女共同参画社会とは何か ②男女共同参画社会の実現の必要性 ③男女共同参画社会基本法成立に至るまでの経緯 ④男女共同参画社会基本法の5つの基本理念 ⑤国の取組み	23	男女共同参画	ドラマ	一般	2002 年作
8	ロボットハートのぎもん	男の子、女の子って何ですか？—人間の心がわからないロボット「ハートン」の疑問をアカリとユウキは解決できるか？	17	男女共同参画	アニメ	小学生 高学年	2004 年作

## 男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2020/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
9	ならんで一緒に歩きたい 男女共同参画社会づくりに 向けて	日本女性がいま、どのような問題を抱えているのか、また、日本が女性問題の解決に向け、世界にどれだけ貢献できるのかななどをまとめた作品。	16	男女共同参画	学習	一般	1996 年作
10	元気に再チャレンジ！ ～キラキラしている女性 たち～	再就職を目指す主婦が、不採用の連続という厳しい現実にも直面しながらも、地域の女性センターなどで開催される「再就職支援セミナー」に参加することで勇気づけられ、再び求職活動に積極的に取り組む。果たして努力は実るのか？実際に再チャレンジを果たした女性たちが登場し、実体験を語りながら力強いエールを送る。	25	男女共同参画	ドラマ	一般	2006 年作
11	体験！発信！チャレンジ・ ストーリー ～まちづくりにかける元気な 女性たち～ダイジェスト版	まちづくりにかける元気な女性たちの事例3件を紹介。・滋賀県栗東市：NPO 法人「びいめ～る企画室」コミュニティ・ショップの夢にチャレンジ！・熊本県宇城市：「風の会」歴史ある町並みを蘇らせる女性たち！・京都府舞鶴市：NPO 法人「舞鶴市女性センターネットワークの会」“人”と“気持ち”をつなげたい！	39	男女共同参画	ドキュメント	一般	2006 年作
12	ワーク・ライフ・バランス ～働きがいのある職場と 生き生きした暮らし～	ワーク・ライフ・バランスとは、多様化する生活スタイルや働き方に対する新たな取り組みのこと。仕事と生活の調和を図るために、ワーク・ライフ・バランスを推進する組織や個人の取り組みを紹介する。	27	男女共同参画	学習	一般	2007 年作
13	夢へのパスポート ～まちづくりにかける元気な 女性たち～	まちづくりや地域おこしに取り組む、元気な女性たちのドキュメンタリー・ビデオ。内閣府が男女共同参画のロールモデルとして発信する第2弾。本作では、新潟県上越市、岐阜県郡上市、東京都大田区の女性たちの奮闘ぶりを描く。	87	男女共同参画	ドキュメント	一般	2007 年作 《DVD》

## 男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2020/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
14	明日への道しるべ ～まちづくりにかける元気な女性たち～	まちづくりや地域おこしに取り組む、元気な女性たちのドキュメンタリー・ビデオ、第3弾。本作では、青森県八戸市(はちのへ女性まちづくり塾生の会)「再発見！私たちのオリジナル観光マップ」、福島県安達郡大王村(森の民話茶屋)「伝えたい！民話で語る村の心」の女性たちの活動を追いかける。	60	男女共同参画	ドキュメント	一般	2008 年作 《DVD》
15	配偶者からの暴力の根絶をめざして～配偶者暴力防止法のしくみ～	配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力は、あなたの身近なところでおきています。このDVDでは、配偶者からの暴力の根絶をめざして、「配偶者暴力防止法」のしくみ等についてわかりやすく紹介しています。	35	DV	学習	一般	2008 年作 《DVD》
16	デートDV ～相手を尊重する関係をつくる～	DV(ドメスティック・バイオレンス)は親密な関係の相手に対してふるうからだと心への暴力です。これは大人だけの問題ではありません。若者の間でも広くおきています。デート相手にするので「デートDV」と呼びます。若者たいが、DVをする人にもされる人にもならないために学ぶ教育が、今必要とされています。 若者たちが「デートDV」とは何か、なぜおきるのか理解し、それが自分の問題だと気づくことや学ぶことが必要です。学校などで若者たちが、相手を尊重する関係をつくる大切さを、具体的にわかりやすく学べるように制作されています。	30	デートDV	学習	生徒 一般	2006 年作 《DVD》 字幕入り
17	人と人とのよりよい関係をつくるために — 交際相手とすてきな関係をつくっていくためには—	若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材「人と人とのよりよい関係をつくるために」を使った授業の例を指導者向けにわかりやすく解説した教材です。若年層にそのまま視聴できる部分も含めた構成になっています。	42	デートDV	学習	生徒 一般	2010 年作 《DVD》 一部字幕 入り

## 男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2020/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
18	わかったつもりでいませんか？セクハラ対策の新常識① 「セクハラになる時、ならない時」	どのような時にセクハラになり、どのような時にはならないのか。また相手によってセクハラになったりならなかったりする理屈を、アニメを用いてわかりやすく解説。他に人権侵害型とジェンダー型のグレーな事例を詳しく解説。 ・セクハラになる時とならない時の違いは何か ・ジェンダー型セクハラ など	24	セクハラ問題 職場の人権	学習	一般	《DVD》
19	わかったつもりでいませんか？セクハラ対策の新常識② 「あなたならどうする？」	ディスカッション用の事例ドラマと、考えるヒントとしての設問・解説によって構成。微妙なセクハラ事例の当事者となったとき、どのような対応をすればよいかを考える教材。 ・上司から個人的な行為を寄せられた部下 ・部長によるセクハラ行為を部下から相談された課長	25	セクハラ問題 職場の人権	学習	一般 (管理職 向け)	《DVD》
20	ムーブフェスタ 2009 ミュージカル 扉の向こうに	北九州市男女共同参画センター“ムーブ”制作オリジナルミュージカルを収録。 仕事、家庭、介護、結婚、夫婦などの視点から共同参画を実感できる内容です。	100	男女共同参画	ミュージカル	一般	2010年 《DVD》
21	私らしくマイノリティを生きる ～女性差別撤廃条約のいま～	複合的な差別を乗り越えようとしている当事者の声を紹介。見ようとしなければ見えにくいマイノリティの立場に置かれた人びとへの差別に気づき、あわせて女性差別のない社会に向けて立ち上がる必要性を学ぶことができる作品。	20	男女共同参画	学習	一般	《DVD》
22	いろんな性別 LGBTに聞いてみよう！	LGBT(性的少数者)について、アニメーションの動物たちが説明しながら、実写部分で小学5年生15人がLGBTの大人6人にいろいろな質問をする内容です。先生向け用も収録されています。	児童 用 34  先生 用 30	性的マイノリ ティ	学習	児童 教師 一般	2011年 《DVD》



## 男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2020/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
23	セクシュアルマイノリティ入門「もしも友だちがLGBTだったら」	高校生の主人公がLGBTであることを周囲に打ち明けるまでの葛藤が、ドラマ仕立てで描かれています。ドラマ収録後に当事者メッセージも収録してあります。	20	性的マイノリティ	ドラマ インタビュー	生徒 一般	2010年 《DVD》
24	あなたがあなたらしく生きるために	性的マイノリティについて正しい理解を持ち、さらに誰もが自分らしく毎日を過ごすため、立場の異なる一人一人が何をすべきか、また、社会全体がどんな取り組みをすべきなのかをわかりやすく解説しています。	30	性的マイノリティ	学習 ドラマ	一般	2014年 《DVD》
25	安心できる避難所づくり ～男女共同参画の視点から避難所運営に～	災害はいつどこで起きてもおかしくありません。その時のために、どのような避難所づくりが大切なのか、男女共同参画の視点から解説しています。	26	男女共同参画	学習	一般	2013年 《DVD》
26	ワーク・ライフ・バランスを知っていますか？ ～働くオトコたちの声～	ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と「生活」を調和させるライフスタイルのことをいいます。本作品では、ワーク・ライフ・バランス社会の実現を目指す企業や、仕事と家庭の理想的なバランスを実践する人々の姿をドキュメンタリーで紹介してあります。	26	男女共同参画	ドキュメンタリー	一般	2008年 《DVD》
27	なぜ企業に人権啓発が必要なのか	企業を舞台に日常の会社生活の一コマを切り取ったわかりやすいドラマとして構成。改めて人権について考えるための素材として活用いただけます。	22	人権全般	ドラマ	一般 事業所	2014年 《DVD》
28	専門家から学ぶハラスメント対応 ～被害者・行為者ヒアリングから問題解決まで～	企業の相談担当初心者から経験者までを対象としており、最近の女性活躍を背景にした事例に沿って、専門家による経験に基づいた解説が収録されています。	50	人権全般	学習	一般・事業所(人権担当者)	2014年 《DVD》

## 男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2020/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
29	企業と人権 ～職場からつくる人権尊重社会	企業がなぜ人権に取り込む必要があるのか、企業が関わる主な人権課題にはどのようなものがあるのか等について、対処のポイントや先進事例を含め、分かりやすく解説しています。・ハラスメント(パワーハラスメント・セクシャルハラスメント)・LGBT(性的少数者)に対する差別・偏見など	40	職場の人権	ドラマ 取組事例	一般	2017年 《DVD》
30	活かそう！職場のダイバーシティ 一人ひとりがいきいきと働くために	働く環境は雇用や勤務の形態、性別や国籍、障害の有無など従来以上に幅が広がっています。多様な個性を活かすコミュニケーションのあり方を事例を通して解説します。	25	職場の人権	ドラマ 取組事例	一般	2009年 《DVD》
31	活かそう！職場のダイバーシティ 多様性を活かすリーダーになるために	働く環境は雇用や勤務の形態、性別や国籍、障害の有無など従来以上に幅が広がっています。管理職に欠かせない「コミュニケーション」と「リーダーシップ」のあり方を解説します。	25	職場の人権	ドラマ 取組事例	一般	2009年 《DVD》
32	LGBTを知ろう	LGBTの人たちを取り巻く現状を理解し、職場や教育現場でどのように具体的に取り組んでいけばよいのかを、イラストやデータ、事例などを豊富に盛り込んでわかりやすく解説しています。	20	性的マイノリティ	学習	一般	2016年 《DVD》
33	企業活動に人権的視点を - CSRで会社が変わる・社会が変わる -	「企業の社会的責任と人権」セミナーで発表いただいた実践事例に加え、新たな国内外の動向を踏まえた視点からも事例を映像で紹介。 事例1:ユニバーサルデザイン 事例2:ワーク・ライフ・バランス 事例3:外国人雇用 事例4:LGBTへの対応 事例5:地域社会への貢献	96	企業内研修教材 障害者の人権 外国人の人権 LGBT	取組事例	一般	2019年 《DVD》
34	わたしらしく あなたらしく 多様な性を生きる	悩みながらも自分らしく生きようとする性的マイノリティの人たちの姿を通して、多様な性が共に生きる社会はどうあるべきかを考えていきます。	38	LGBT	ドキュメント	一般	2018年 《DVD》

## 八代市男女共同参画社会づくりネットワーク（八代みらいネット）

プロフィール	<p>八代みらいネット（八代市男女共同参画社会づくりネットワーク）は、男女がともにいきいきと暮らす社会づくりをめざして、地域で活動する個人や団体が集まったネットワークです。</p> <p>男女共同参画についての学習会や啓発グッズの開発などの自主活動のほか、八代市主催事業（いっそ DE フェスタなど）への参画等、積極的な活動を展開しています。</p> <p>モットーは「一人の百歩よりも百人の一步」。ともに歩む仲間をいつでも募集中です。グループでも個人でも大歓迎。みなさまの参加をお待ちしています。</p>
主な活動内容	<p>出前講座、会員学習会、会員レクリエーション、啓発グッズの作成、市主催事業の受託（いっそ DE フェスタ）、通常総会（年1回）、定例会（2か月に1回）など</p>
会 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 個人会員 満20歳以上の者であって、八代市内に居住又は通勤・通学する者</li> <li>◇ 団体会員 八代市内に主な活動拠点を有する団体</li> </ul>

啓発グッズ【ジェンダーかるた】



いっそ DE フェスタ 講演会



いっそ DE フェスタ オープニング



いっそ DE フェスタ 講演会





八代市男女共同参画  
シンボルマーク

発行者：八代市  
所属：人権政策課  
発行年度：令和2年度